

関税率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案）新旧対照条文目次

○ 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）（第一条関係）	1
○ 関税率法施行令（昭和二十九年政令第五百十五号）（第二条関係）	28
○ 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（第三条関係）	31
○ 関税暫定措置法施行令（第四条関係）	45
○ 通関業法施行令（昭和四十二年政令第二百三十七号）（第五条関係）	51
○ 関税率法第五条の規定による便益関税の適用に関する政令（昭和三十年政令第二百三十七号）（第六条関係）	53
○ 関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第五百十三号）（第七条関係）	54
○ 関税割当制度に関する政令（第八条関係）	66
○ 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令（昭和四十年政令第三百三十八号）（第九条関係）	68
○ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成七年政令第九十八号）（第十条関係）	69
○ 財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）（第十一条関係）	70
○ 関税等不服審査会令（平成十二年政令第二百七十七号）（第十二条関係）	71

○ 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

<p>目次 第一章〜第五章（省 略） 第五章の二 認定通関業者（第六十九条―第六十九条の四） 第六章〜第九章（省 略） 附則</p> <p>（技術的読替え等） 第四条の十五 法第七条の十三（許可の承継についての規定の準用）の規定において特例輸入者について法第四十八条の二第一項から第五項まで（許可の承継）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		<p>読み替える法の規定 （省 略）</p>	<p>読み替えられる字句 （省 略）</p>	<p>読み替える字句 （省 略）</p>
<p>第四十八条の二第三項</p>	<p>第四十三条各号（許可の要件）</p>	<p>税関長</p>	<p>保税蔵置場の許可</p>	<p>第七条の二第一項の承認 当該承認をした税関長</p>

現 行

<p>目次 第一章〜第五章 同 上 第五章の二 認定通関業者（第六十九条―第六十九条の三） 第六章〜第九章 同 上 附則</p> <p>（技術的読替え等） 第四条の十五 同 上</p>		<p>読み替える法の規定 同 上</p>	<p>読み替えられる字句 同 上</p>	<p>読み替える字句 同 上</p>
<p>第四十八条の二第三項及び第五項</p>	<p>第四十三条各号（許可の要件）</p>	<p>税関長</p>	<p>保税蔵置場の許可</p>	<p>第七条の二第一項（申告の特例）の承認をした税関長</p>

第四十八條の二第四項	当該保税蔵置場	当該特例輸入者の特例申告貨物の輸入
税関長	第七條の二第一項の承認をした税関長	
第四十七條第一項第一号又は第三号（許可の失効）	第七條の十一第一項第一号又は第三号（承認の失効）	
当該許可	第七條の二第一項の承認	
第四十八條の二第五項	第四十三條各号	第七條の五各号

2

第三十九條の二第一項又は第二項の規定は、法第七條の十三において準用する法第四十八條の二第二項又は第四項の規定による承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第三十九條の二第一項中「保税蔵置場の許可」とあるのは「法第七條の二第一項（申告の特例）の承認」と、同項第一号中「の氏名並びに当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「である特例輸入者の氏名及び住所又は居所」と、同条第二項中「保税蔵置場の許可」とあるのは「法第七條の二第一項の承認」と、同項第一号中「当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「合併若しくは分割をしようとする特例輸入者又は特例申告貨物の輸入の業務を譲り渡そうとする特例輸入者の名称又は氏名及び住所」と、同項第二号中「合併若しくは分割をしようとする法人又は当該保税蔵置場の業務を譲り渡そうとする者の名称又は氏名及び住所並びに合併後存続する法人」とあるのは「合併後存続する法人」と、「により当該保税蔵置場」とあるのは「により前号の特例輸入者の特例申告貨物の輸入」と、同項第三号中「当該保税蔵置場」とあるのは「第一号の特例輸入者の特例申告貨物の輸入」と読み替えるものとする。

第四十八條の二第四項	当該保税蔵置場の業務	当該特例輸入者に係る貨物の輸入の業務
第四十七條第一項第一号又は第三号（許可の失効）	第七條の十一第一項第一号又は第三号（承認の失効）	
当該許可	第七條の二第一項（申告の特例）の承認	

2

第三十九條の二第一項又は第二項の規定は、法第七條の十三において準用する法第四十八條の二第二項又は第四項の規定による承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第三十九條の二第一項及び第二項中「保税蔵置場の許可」とあるのは「法第七條の二第一項（申告の特例）の承認を」と、同条第一項中「被相続人の氏名並びに当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「被相続人であつて、法第七條の二第一項（申告の特例）の承認を受けた者の氏名及び住所又は居所」と、同条第二項中「当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「合併又は分割をしようとする法人であつて、法第七條の二第一項（申告の特例）の承認を受けた者の名称及び住所」と、「合併又は分割をしようとする法人の名称及び住所並びに合併後存続する法人」とあるのは「合併後存続する法人」と、「当該保税蔵置場の業務」とあるのは「当該特例輸入者に係る貨物の輸入の業務」と読み替えるものとする。

(延滞税の免除の手續等)

第九条 法第十二条第六項(延滞税)の規定による税関長の確認を受けようとする者は、同項の規定の適用に係る理由を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。

2 税関長は、法第十二条第一項の未納に係る関税額について法第七条の十六第四項(更正及び決定)の更正通知書又は法第八条第四項(賦課決定)の賦課決定通知書を発する場合において、当該未納に係る関税額につき法第十二条第六項に規定する事情があることをあらかじめ知つているときは、当該更正通知書又は賦課決定通知書にその旨を記載することにより同項の確認をするものとする。この場合においては、前項の申請書の提出は、必要としない。

3 法第十二条第八項第三号ハに規定する政令で定める場合は、火災類の爆発、交通事故その他の人による異常な災害又は事故により、納付すべき税額の全部若しくは一部につき申告をすることができず、又は関税を納付することができない場合(その災害又は事故が生じたことにつき納税義務者の責めに帰すべき事由がある場合を除く。)とし、同号ハに規定する政令で定める期間は、その災害又は事故が生じた日からこれらが消滅した日以後七日を経過した日まで

4 法第十二条第十一項に規定する政令で定める更正は、納付すべき税額があるものとする更正とする。

5 法第十二条第十一項に規定する法第七条第一項(申告)の規定による申告又は期限後特例申告書に係る税額に達するまでの部分として政令で定める関税は、次の各号に掲げる税額のうちいずれか少ない税額に相当する関税とする。

一 法第十二条第十一項に規定する修正申告又は増額更正(次号及

(延滞税の免除の手續)

第九条 法第十二条第六項(延滞税の免除)の規定による税関長の確認を受けようとする者は、同項の規定の適用に係る理由を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。

2 税関長は、法第十二条第一項(延滞税)の未納に係る関税額について法第七条の十六第四項(更正通知書)の更正通知書又は法第八条第四項(賦課決定通知書)の賦課決定通知書を発する場合において、当該未納に係る関税額につき法第十二条第六項に規定する事情があることをあらかじめ知つているときは、当該更正通知書又は賦課決定通知書にその旨を記載することにより同項の確認をするものとする。この場合においては、前項の申請書の提出は、必要としない。

び次項第二号において「修正申告等」という。）により納付すべき税額

二 法第十二条第十一項に規定する法第七条第一項の規定による申告又は期限後特例申告書の提出により納付すべき税額から修正申告等前の税額を控除した税額

6 法第十二条第十一項に規定するその他の政令で定める関税は、次に掲げる関税（前項に規定する関税に限る。）とする。

一 法第十二条第十項に規定する特定修正申告又は同項に規定する特定更正により納付すべき関税

二 法第十二条第十一項に規定する減額更正が更正の請求に基づく更正である場合において、当該減額更正に係る更正通知書が発せられた日の翌日から起算して一年を経過する日までに修正申告等があつたときの当該修正申告等により納付すべき関税（前号に掲げる関税を除く。）

（過少申告加算税等を課さない部分の税額の計算等）

第九条の二 法第十二条の二第三項（過少申告加算税）（法第十二条の三第四項（無申告加算税））において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税額（法第十二条の三第四項において準用する場合にあつては、第一号に定める税額）とする。

一 法第十二条の二第三項第一号に掲げる場合に該当する場合（第三号に掲げる場合を除く。） 同項第一号に規定する正当な理由があるとして認められる事実のみに基づいて修正申告又は更正があつたものとした場合における当該修正申告又は更正に基づき法第九条第一項又は第二項（申告納税方式による関税等の納付）の規定

（正当な理由があると認められる事実に基づく税額の計算）

第九条の二 法第十二条の二第三項（過少申告加算税）（法第十二条の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する正当な理由があるとして認められる事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額は、当該事実のみに基づいて修正申告又は更正がされたものとした場合における当該修正申告又は更正に基づき法第九条第一項又は第二項（申告納税方式による関税等の納付）の規定により納付すべき税額とする。

により納付すべき税額

二 法第十二条の二第三項第二号に掲げる場合に該当する場合（次号に掲げる場合を除く。） 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 法第十二条の二第一項に規定する修正申告又は更正により納付すべき税額

ロ 法第七条第一項（申告）の申告により納付すべき税額から法第十二条の二第一項に規定する修正申告又は更正前の税額を控除した税額

三 法第十二条の二第三項各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合 前二号に定める税額のうちいずれが多い税額

2 法第十二条の二第四項に規定する政令で定める事項は、法第百五条の二（輸入者に対する調査の事前通知等）において準用する国税通則法（以下この項において「準用国税通則法」という。）第七十四條の九第一項（納税義務者に対する調査の事前通知等）に規定する実地の調査において質問検査等（同項に規定する質問検査等をいう。）を行わせる旨（準用国税通則法第七十四條の十（事前通知を要しない場合）の規定に該当する場合には、同項第一号に規定する調査を行う旨）とする。

（期限内特例申告書を提出する意思があつたと認められる場合）

第九条の三 法第十二条の三第六項（無申告加算税）に規定する期限内特例申告書を提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第十二条の三第六項に規定する期限後特例申告書の提出があつた日の前日から起算して一年前の日までの間に、同条第一項第一号に該当することにより無申告加算税又は重加算税を課されたことがない場合であつて、同条第六項の規定の適用を受けていな

（期限内特例申告書を提出する意思があつたと認められる場合）

第九条の三 法第十二条の三第五項（無申告加算税）に規定する期限内特例申告書を提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第十二条の三第五項に規定する期限後特例申告書の提出があつた日の前日から起算して一年前の日までの間に、同条第一項第一号に該当することにより無申告加算税又は重加算税を課されたことがない場合であつて、同条第五項の規定の適用を受けていな

いとき。

二 前号に規定する期限後特例申告書に係る納付すべき税額の全額が法第十二条第九項第一号（延滞税）に掲げる提出期限（当該期限後特例申告書に係る納付について、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第四条第一項（口座振替納付に係る納付書の送付等）に規定する依頼を税関長が受けていた場合には、当該期限後特例申告書を提出した日）までに納付されていた場合

（加重された過少申告加算税等が課される場合における加重算税に代えられるべき過少申告加算税等）

第九条の四 法第十二条の四第一項又は第三項（同条第一項の加重算税に係る部分に限る。）（加重算税）の規定により過少申告加算税に代えて加重算税を課する場合において、当該過少申告加算税について法第十二条の二第二項（過少申告加算税）の規定により加算すべき金額があるときは、当該加重算税の額の計算の基礎となるべき税額に相当する金額を当該過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額から控除して計算するものとした場合における過少申告加算税以外の部分の過少申告加算税に代え、加重算税を課するものとする。

2 法第十二条の四第二項又は第三項（同条第二項の加重算税に係る部分に限る。）の規定により無申告加算税に代えて加重算税を課する場合において、当該無申告加算税について法第十二条の三第二項（無申告加算税）（同条第三項の規定により適用される場合を含む。）の規定により加算すべき金額があるときは、当該加重算税の額の計算の基礎となるべき税額に相当する金額を当該無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額から控除して計算するものとした場合における無申告加算税以外の部分の無申告加算税に代え、加重算

いとき。

二 前号に規定する期限後特例申告書に係る納付すべき税額の全額が法第十二条第八項第一号（延滞税）に掲げる提出期限（当該期限後特例申告書に係る納付について、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第四条第一項（口座振替納付に係る納付書の送付等）に規定する依頼を税関長が受けていた場合には、当該期限後特例申告書を提出した日）までに納付されていた場合

（加重された過少申告加算税等が課される場合における加重算税に代えられるべき過少申告加算税等）

第九条の四 法第十二条の四第一項（加重算税）の規定により過少申告加算税に代えて加重算税を課する場合において、当該過少申告加算税について法第十二条の二第二項（過少申告加算税）の規定により加算すべき金額があるときは、当該加重算税の額の計算の基礎となるべき税額に相当する金額を当該過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額から控除して計算するものとした場合における過少申告加算税以外の部分の過少申告加算税に代え、加重算税を課するものとする。

2 法第十二条の四第二項の規定により無申告加算税に代えて加重算税を課する場合において、当該無申告加算税について法第十二条の三第二項（無申告加算税）の規定により加算すべき金額があるときは、当該加重算税の額の計算の基礎となるべき税額に相当する金額を当該無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額から控除して計算するものとした場合における無申告加算税以外の部分の無申告加算税に代え、加重算税を課するものとする。

税を課するものとする。

(重加算税を課さない部分の税額の計算)

第九条の五 法第十二条の四第一項(重加算税) (同条第三項の規定により適用される場合を含む。)に規定する隠蔽し、又は仮装されてい^いない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額は、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額のうち当該事実のみに基づいて修正申告又は更正があつたものとした場合における当該修正申告又は更正に基づき法第九条第一項又は第二項(申告納税方式による関税等の納付)の規定により納付すべき税額とする。

2 法第十二条の四第二項(同条第三項の規定により適用される場合を含む。)に規定する隠蔽し、又は仮装されてい^いない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額は、無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額のうち当該事実のみに基づいて法第十二条の三第一項各号(無申告加算税)のいずれかに該当することとなつたものとした場合における同項各号に規定する申告、決定又は更正に基づき法第九条第二項の規定により納付すべき税額とする。

(関税が過誤納となつた日)

第九条の六 法第十三条第二項第三号(還付及び充当)に規定する政令で定める日は、次の各号に掲げる過誤納金の区分に応じ、当該各号に定める日(その日が当該過誤納金に係る関税(滞納処分費を含む。以下この条において同じ。)の法定納期限(法第十二条第九項(延滞税)に規定する法定納期限をいう。以下この条において同じ。前である場合には、当該法定納期限)とする。

一・二 (省 略)

(重加算税を課さない部分の税額の計算)

第九条の五 法第十二条の四第一項(重加算税)に規定する隠^べいし、又は仮装されてい^いない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額は、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額のうち当該事実のみに基づいて修正申告又は更正があつたものとした場合における当該修正申告又は更正に基づき法第九条第一項又は第二項(申告納税方式による関税等の納付)の規定により納付すべき税額とする。

2 法第十二条の四第二項に規定する隠^べいし、又は仮装されてい^いない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額は、無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額のうち当該事実のみに基づいて法第十二条の三第一項各号(無申告加算税)のいずれかに該当することとなつたものとした場合における同項各号に規定する申告、決定又は更正に基づき法第九条第二項の規定により納付すべき税額とする。

(関税が過誤納となつた日)

第九条の六 法第十三条第二項第三号(還付及び充当)に規定する政令で定める日は、次の各号に掲げる過誤納金の区分に応じ、当該各号に定める日(その日が当該過誤納金に係る関税(滞納処分費を含む。以下この条において同じ。)の法定納期限(法第十二条第八項(延滞税)に規定する法定納期限をいう。以下この条において同じ。前である場合には、当該法定納期限)とする。

一・二 同 上

(保税蔵置場の許可を承継することの承認の手続)

第三十九条の二 法第四十八条の二第二項(許可の承継)の規定による承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該承認を受けようとする承継に係る保税蔵置場の許可をした税関長に提出しなければならない。

一(三) (省 略)

2 法第四十八条の二第四項の規定による承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該承認を受けようとする承継に係る保税蔵置場の許可をした税関長に提出しなければならない。

一 (省 略)

二 合併若しくは分割をしようとする法人又は当該保税蔵置場の業務を譲り渡そうとする者の名称又は氏名及び住所並びに合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により当該保税蔵置場の業務を承継する法人又は当該業務を譲り受ける者の名称又は氏名及び住所

三 合併若しくは分割又は当該保税蔵置場の業務の譲渡しが予定されている年月日

四 (省 略)

3 (省 略)

4 税関長は、法第四十八条の二第二項又は第四項の規定により承認をするに際しては、当該承認をしようとする承継に係る保税蔵置場の許可について第三十五条第三項(第三十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき付された条件(この項の規定に基づき変更され、又は新たに付された条件を含む。)を取り消し、変更し、又は新たに条件を付することができる。この場合においては、第三十五条第四項の規定を準用する。

(保税蔵置場の許可を承継することの承認の手続)

第三十九条の二 法第四十八条の二第二項(相続があつた場合の保税蔵置場の許可の承継)の規定による承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該承認を受けようとする承継に係る保税蔵置場の許可をした税関長に提出しなければならない。

一(三) 同 上

2 法第四十八条の二第四項(合併又は分割の場合の保税蔵置場の許可の承継)の規定による承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該承認を受けようとする承継に係る保税蔵置場の許可をした税関長に提出しなければならない。

一 同 上

二 合併又は分割をしようとする法人の名称及び住所並びに合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該保税蔵置場の業務を承継する法人の名称及び住所

三 合併又は分割が予定されている年月日

四 同 上

3 同 上

4 税関長は、法第四十八条の二第二項又は第四項の規定により承認をするに際しては、当該承認をしようとする承継に係る保税蔵置場の許可について第三十五条第三項(保税蔵置場の許可の条件)(第三十六条第二項(保税蔵置場の許可の期間の更新の手続)において準用する場合を含む。)の規定に基づき付された条件(この項の規定に基づき変更され、又は新たに付された条件を含む。)を取り消し、変更し、又は新たに条件を付することができる。この場合にお

(技術的読替え等)

第四十四条の二 法第五十五条(許可の承継についての規定の準用)の規定において承認取得者について法第四十八条の二第一項から第五項まで(許可の承継)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定 (省 略)	読み替えられる字句 (省 略)	読み替える字句 (省 略)
第四十八条の二第三項	第四十三条各号(許可の要件)のいずれかに該当する場合には、前項の承認をしないことができる	第五十一条各号(承認の要件)のいずれかに適合しない場合には、前項の承認をしないものとする
第四十八条の二第四項	当該保税蔵置場 税関長	当該承認取得者の保税蔵置場 第五十条第一項の承認をした税関長
	第四十七条第一項第一号又は第三号(許可の失効)の規定にかかわらず、当該	当該
	当該許可	同項の承認
第四十八条の二第五項	第四十三条各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認	第五十一条各号のいずれかに適合しない場合には、前項の承認

いては、第三十五条第四項(保税蔵置場の許可の条件の内容)の規定を準用する。

(技術的読替え等)

第四十四条の二 法第五十五条の規定において承認取得者について法第四十八条の二第一項から第五項まで(許可の承継)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定 同上	読み替えられる字句 同上	読み替える字句 同上
第四十八条の二第三項及び第五項	第四十三条各号(許可の要件)のいずれかに該当する場合には、前項の承認をしないことができる	第五十一条各号(承認の要件)のいずれかに適合しない場合には、前項の承認をしないものとする
第四十八条の二第四項	当該保税蔵置場 税関長	当該承認取得者に係る保税蔵置場 第五十条第一項の承認をした税関長
	第四十七条第一項第一号又は第三号(許可の失効)の規定にかかわらず、当該	当該
	当該許可	同項の承認

をしないことができ
る
認をしないものとす
る

2 第三十九条の二第一項から第三項までの規定は、法第五十五条において準用する法第四十八条の二第二項又は第四項の規定による承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第三十九条の二第一項中「保税蔵置場の許可」とあるのは「法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）の承認」と、同項第一号中「の氏名並びに当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「である承認取得者（法第五十条第一項に規定する承認取得者をいう。次項において同じ。）の氏名及び住所又は居所」と、同条第二項中「保税蔵置場の許可」とあるのは「法第五十条第一項の承認」と、同項第一号中「当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「合併若しくは分割をしようとする承認取得者又は保税蔵置場の業務を譲り渡そうとする承認取得者の名称又は氏名及び住所」と、同項第二号中「合併若しくは分割をしようとする法人又は当該保税蔵置場の業務を譲り渡そうとする者の名称又は氏名及び住所並びに合併後存続する法人」とあるのは「合併後存続する法人」と、「により当該」とあるのは「により前号の承認取得者の」と、同項第三号中「当該」とあるのは「第一号の承認取得者の」と読み替えるものとする。

（技術的読替え等）

第五十五条の八の二 法第六十三条の八の二（許可の承継についての規定の準用）の規定において特定保税運送者について法第四十八条の二（許可の承継）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-----------	-----------	---------

2 第三十九条の二第一項から第三項までの規定は、法第五十五条において準用する法第四十八条の二第二項又は第四項の規定による承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第三十九条の二第一項中「保税蔵置場の許可を」とあるのは「法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）の承認を」と、同項第一号中「被相続人の氏名並びに当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「被相続人であつて、法第五十条第一項の承認を受けた者の氏名及び住所又は居所」と、同条第二項中「保税蔵置場の許可を」とあるのは「法第五十条第一項の承認を」と、同項第一号中「当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「合併又は分割をしようとする法人であつて、法第五十条第一項の承認を受けた者の名称及び住所」と、同項第二号中「合併又は分割をしようとする法人の名称及び住所並びに合併後存続する法人」とあるのは「合併後存続する法人」と、「当該保税蔵置場」とあるのは「法第五十条第一項の承認を受けた者に係る保税蔵置場」と読み替えるものとする。

																									第四十八条の二第二項
当該許可	可の失効	第四十七條第一項第一号又は第三号(許可の失効)	第四十七條第一項第一号又は第三号(許可の失効)	場の	により当該保税蔵置場の	税関長				税関長	第四十三條各号(許可の要件)のいずれかに該当する場合に	は、前項の承認をしないことができる							税関長	保税蔵置場の許可	の当該許可				により当該許可
第六十三條の二第一	効	第六十三條の七第一項第一号(承認の失効)	第六十三條の七第一項第一号(承認の失効)	関する	により当該特定保税運送者の同項に規定する特定保税運送に	関長	同項の承認をした税関長	同項の承認をした税関長	同項の承認をした税関長	同項の承認をした税関長	同項の承認をした税関長	同項の承認をした税関長	同項の承認をした税関長	同項の承認をした税関長	同項の承認をした税関長	同項の承認をした税関長	同項の承認をした税関長	同項の承認をした税関長	同項の承認をした税関長	同項の承認をした税関長	同項の承認をした税関長	同項の承認をした税関長	同項の承認をした税関長	同項の承認をした税関長	により第六十三條の二第一項(保税運送の特例)の承認

第四十八條の二第五項	第四十三條各号のい ずれかに該当する場 合には、前項の承認 をしないことができ る	項の承認 第六十三條の四各号 のいずれかに適合し ない場合には、前項 の承認をしないもの とする
------------	---	---

2

第三十九條の二第一項又は第二項の規定は、法第六十三條の八の二において準用する法第四十八條の二第二項又は第四項の規定による承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第三十九條の二第一項中「保税蔵置場の許可」とあるのは「法第六十三條の二第一項（保税運送の特例）の承認」と、同項第一号中「の氏名並びに当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「である特定保税運送者（法第六十三條の二第一項に規定する特定保税運送者をいう。次項において同じ。）の氏名及び住所又は居所」と、同条第二項中「保税蔵置場の許可」とあるのは「法第六十三條の二第一項の承認」と、同項第一号中「当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「合併若しくは分割をしようとする特定保税運送者又は法第六十三條の二第一項に規定する特定保税運送に関する業務を譲り渡そうとする特定保税運送者の名称又は氏名及び住所」と、同項第二号中「合併若しくは分割をしようとする法人又は当該保税蔵置場の業務を譲り渡そうとする者の名称又は氏名及び住所並びに合併後存続する法人」とあるのは「合併後存続する法人」と、「により当該保税蔵置場の」とあるのは「により前号の特定保税運送者の法第六十三條の二第一項に規定する特定保税運送に関する」と、同項第三号中「当該保税蔵置場の」とあるのは「第一号の特定保税運送者の法第六十三條の二第一項に規定する特定保税運送に関する」と読み替えるものとする。

(技術的読替え等)

第五十九条の十五 第四条の十五第一項の規定は、法第六十七条の十二(許可の承継)についての規定の準用)の規定において特定輸出者について法第四十八条の二第一項から第五項まで(許可の承継)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えについて準用する。この場合において、第四条の十五第一項の表中「第七条の二第一項」とあるのは「第六十七条の三第一項第一号」と、同表第四十八条の二第一項の項中「(申告の特例)」とあるのは「(輸出申告の特例)」と、同表第四十八条の二第三項の項中「(許可の要件)」とあるのは「(許可の要件)のいずれかに該当する場合には、前項の承認をしないことができる」と、「第七条の五各号(承認の要件)」とあるのは「第六十七条の六各号(承認の要件)のいずれかに適合しない場合には、前項の承認をしないものとする」と、同表第四十八条の二第四項の項中「特例輸入者の特例申告貨物の輸入」とあるのは「特定輸出者の特定輸出貨物の輸出」と、「第七条の十一第一項第一号又は第三号」とあるのは「第六十七条の十第一項第一号又は第三号」と、同表第四十八条の二第五項の項中「第四十三条各号」とあるのは「第四十三条各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認をしないことができる」と、「第七条の五各号」とあるのは「第六十七条の六各号のいずれかに適合しない場合には、前項の承認をしないものとする」と読み替えるものとする。

2 第三十九条の二第一項又は第二項の規定は、法第六十七条の十二において準用する法第四十八条の二第二項又は第四項の規定による承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第三十九条の二第一項中「保税蔵置場の許可」とあるのは「法第六十七条の三第一項第一号(輸出申告の特例)の承認」と、同項第一号

(技術的読替え等)

第五十九条の十五 第四条の十五第一項の規定は、法第六十七条の十二の規定において特定輸出者について法第四十八条の二第一項から第五項まで(許可の承継)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えについて準用する。この場合において、第四条の十五第一項の表中「第七条の二第一項(申告の特例)」とあるのは「第六十七条の三第一項第一号(輸出申告の特例)」と、同表第四十八条の二第三項及び第五項の項中「(許可の要件)」とあるのは「(許可の要件)のいずれかに該当する場合には、前項の承認をしないことができる」と、「第七条の五各号(承認の要件)」とあるのは「第六十七条の六各号(承認の要件)のいずれかに適合しない場合には、前項の承認をしないものとする」と、第四十八条の二第四項の項中「特例輸入者に係る貨物の輸入」とあるのは「特定輸出者に係る特定輸出貨物の輸出」と、「第七条の十一第一項第一号又は第三号」とあるのは「第六十七条の十第一項第一号又は第三号」と読み替えるものとする。

2 第三十九条の二第一項又は第二項の規定は、法第六十七条の十二において準用する法第四十八条の二第二項又は第四項の規定による承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第三十九条の二第一項中「保税蔵置場の許可を」とあるのは「法第六十七条の三第一項第一号(輸出申告の特例)の承認を」と、同項第

中「の氏名並びに当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「である特定輸出者（法第六十七条の三第一項第一号に規定する特定輸出者をいう。次項において同じ。）の氏名及び住所又は居所」と、同条第二項中「保税蔵置場の許可」とあるのは「法第六十七条の三第一項第一号の承認」と、同項第一号中「当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「合併若しくは分割をしようとする特定輸出者又は特定輸出貨物の輸出の業務を譲り渡そうとする特定輸出者の名称又は氏名及び住所」と、同項第二号中「合併若しくは分割をしようとする法人又は当該保税蔵置場の業務を譲り渡そうとする者の名称又は氏名及び住所並びに合併後存続する法人」とあるのは「合併後存続する法人」と、「により前号の特定輸出者の特定輸出貨物の輸出」と、同項第三号中「当該保税蔵置場」とあるのは「第一号の特定輸出者の特定輸出貨物の輸出」と読み替えるものとする。

（技術的読替え等）

第五十九条の十九 法第六十七条の十八（許可の承継についての規定の準用）の規定において認定製造者について法第四十八条の二第一項から第五項まで（許可の承継）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定 (省 略)	読み替えられる字句 (省 略)	読み替える字句 (省 略)
第四十八条の二第三項	第四十三各号（許可の要件）のいずれかに該当する場合に	第六十七条の十三第三項第一号又は第二号のいずれかに適合しない場合には、前項の承認をしないことができる

一号中「被相続人の氏名並びに当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「被相続人であつて、法第六十七条の三第一項第一号の承認を受けた者の氏名及び住所又は居所」と、同条第二項中「保税蔵置場の許可を」とあるのは「法第六十七条の三第一項第一号の承認」と、同項第一号中「当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「合併又は分割をしようとする法人であつて、法第六十七条の三第一項第一号の承認を受けた者の名称及び住所」と、同項第二号中「合併又は分割をしようとする法人の名称及び住所並びに合併後存続する法人」とあるのは「合併後存続する法人」と、「保税蔵置場」とあるのは「特定輸出者に係る特定輸出貨物の輸出」と読み替えるものとする。

（技術的読替え等）

第五十九条の十九 法第六十七条の十八の規定において認定製造者について法第四十八条の二第一項から第五項まで（許可の承継）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定 同上	読み替えられる字句 同上	読み替える字句 同上
第四十八条の二第三項及び第五項	第四十三各号（許可の要件）のいずれかに該当する場合に	第六十七条の十三第三項第一号又は第二号のいずれかに適合しない場合には、前項の承認をしないことができる

第四十八条の二第四項 (当該保税蔵置場の	のとする (当該認定製造者の第六十七条の十三第三項第二号イ及びロに規定する
税関長	同条第一項の認定をした税関長
により当該保税蔵置場の	により当該認定製造者の同号イ及びロに規定する
第四十七条第一項第一号又は第三号(許可の失効)	第六十七条の十六第三項第一号又は第三号(認定の失効)
当該許可	第六十七条の十三第一項の認定
第四十八条の二第五項	第六十七条の十三第三項第一号又は第二号のいずれかに適合しない場合には、前項の承認をしないことができる

2 第三十九条の二第一項又は第二項の規定は、法第六十七条の十八において準用する法第四十八条の二第二項又は第四項の規定による承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第三十九条の二第一項中「保税蔵置場の許可」とあるのは「法第六十七条の十三第一項(製造者の認定)の認定」と、同項第一号中「の氏名並びに当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「である

第四十八条の二第四項 (当該保税蔵置場の	のとする (当該認定製造者に係る第六十七条の十三第三項第二号イ及びロに規定する
税関長	同条第一項の認定をした税関長
により当該保税蔵置場の	により当該認定製造者に係る同号イ及びロに規定する
第四十七条第一項第一号又は第三号(許可の失効)	第六十七条の十六第三項第一号又は第三号(認定の失効)
当該許可	第六十七条の十三第一項の認定

2 第三十九条の二第一項又は第二項の規定は、法第六十七条の十八において準用する法第四十八条の二第二項又は第四項の規定による承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第三十九条の二第一項中「保税蔵置場の許可を」とあるのは「法第六十七条の十三第一項(製造者の認定)の認定を」と、同項第一号中「被相続人の氏名並びに当該保税蔵置場の名称及び所在地」とある

認定製造者（法第六十七条の三第一項第三号に規定する認定製造者をいう。次項において同じ。）の氏名及び住所又は居所」と、同条第二項中「保税蔵置場の許可」とあるのは「法第六十七条の十三第一項の認定」と、同項第一号中「当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「合併若しくは分割をしようとする認定製造者又は法第六十七条の十三第三項第二号イ及びビロに規定する業務を譲り渡そうとする認定製造者の名称又は氏名及び住所」と、同項第二号中「合併若しくは分割をしようとする法人又は当該保税蔵置場の業務を譲り渡そうとする者の名称又は氏名及び住所並びに合併後存続する法人」とあるのは「合併後存続する法人」と、「により当該保税蔵置場の」とあるのは「により前号の認定製造者の法第六十七条の十三第三項第二号イ及びビロに規定する」と、同項第三号中「当該保税蔵置場の」とあるのは「第一号の認定製造者の法第六十七条の十三第三項第二号イ及びビロに規定する」と読み替えるものとする。

（輸出してはならない貨物に係る意見を聴くことの手続）

第六十二条の十 法第六十九条の七第一項（輸出してはならない貨物に係る意見を聴くことの手続等）の規定による求め（以下この条及び次条第一項各号において「意見照会請求」という。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面に、当該意見照会請求をしようとする者が法第六十九条の七第一項に規定する特許権者等である場合にあつては当該意見照会請求に係る貨物に係る自己の特許権、実用新案権若しくは意匠権の侵害の行為を組成したものと認められる物若しくは方法又は不正競争防止法第二条第一項第十号（定義）に掲げる行為（同法第十九条第一項第七号（適用除外等）に定める行為を除く。以下この条並びに次条第一項各号及び第二項において同じ。）を組成したものと認められる物の具体的態様を明らかにする資料を、当該意見照会請求をしようとする者が法第六十九条

のは「被相続人であつて、法第六十七条の十三第一項の認定を受けた者の氏名及び住所又は居所」と、同条第二項中「保税蔵置場の許可」とあるのは「法第六十七条の十三第一項の認定を」と、同項第一号中「当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「合併又は分割をしようとする法人であつて、法第六十七条の十三第一項の認定を受けた者の名称及び住所」と、同項第二号中「合併又は分割をしようとする法人の名称及び住所並びに合併後存続する法人」とあるのは「合併後存続する法人」と、「当該保税蔵置場の」とあるのは「法第六十七条の十三第一項の認定を受けた者に係る同条第三項第二号イ及びビロに規定する」と読み替えるものとする。

（輸出してはならない貨物に係る意見を聴くことの手続）

第六十二条の十 法第六十九条の七第一項（輸出してはならない貨物に係る意見を聴くことの手続等）の規定による求め（以下この条及び次条第一項において「意見照会請求」という。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面に、当該意見照会請求をしようとする者が法第六十九条の七第一項に規定する特許権者等である場合にあつては当該意見照会請求に係る貨物に係る自己の特許権、実用新案権又は意匠権の侵害の行為を組成したものと認められる物又は方法の具体的態様を明らかにする資料を、当該意見照会請求をしようとする者が同項に規定する輸出者である場合にあつては当該意見照会請求に係る貨物に係る同項に規定する特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権の侵害の行為を組成していないものとして認められる物又は方法の具体的態様を明らかにする資料を添えて、税関

の七第一項に規定する輸出者である場合にあつては当該意見照会請求に係る貨物に係る同項に規定する特許権者等の特許権、実用新案権若しくは意匠権の侵害の行為を組成していないものとして認める物若しくは方法又は不正競争防止法第二条第十号に掲げる行為を組成していないものとして認める物の具体的態様を明らかにする資料を添えて、税関長に提出しなければならない。

一〇四 (省 略)

(輸出してはならない貨物に係る経済産業大臣等への意見の求めの
手続)

第六十二条の十一 税関長は、法第六十九条の七第二項(輸出してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等)の規定により経済産業大臣又は特許庁長官に対し意見を求めるときは、その旨を記載した書面及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面に、前条の規定により提出された書面の写し及び同条に規定する資料その他の経済産業大臣又は特許庁長官が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、経済産業大臣又は特許庁長官に提出しなければならない。

一 意見照会請求をしようとする者が法第六十九条の七第一項に規定する特許権者等である場合 当該特許権者等が当該意見照会請求に係る貨物に係る自己の特許権、実用新案権若しくは意匠権の侵害の行為を組成したものと認める物若しくは方法又は不正競争防止法第二条第十号(定義)に掲げる行為を組成したものと認める物の具体的態様であつて税関長が特定したものを記載した書面

二 意見照会請求をしようとする者が法第六十九条の七第一項に規定する輸出者である場合 当該輸出者が当該意見照会請求に係る貨物に係る同項に規定する特許権者等の特許権、実用新案権若し

長に提出しなければならない。

一〇四 同 上

(輸出してはならない貨物に係る特許庁長官への意見の求めの手続)

第六十二条の十一 税関長は、法第六十九条の七第二項(輸出してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等)の規定により特許庁長官に対し意見を求めるときは、その旨を記載した書面及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面に、前条の規定により提出された書面の写し及び同条に規定する資料その他の特許庁長官が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、特許庁長官に提出しなければならない。

一 意見照会請求をしようとする者が法第六十九条の七第一項に規定する特許権者等である場合 当該特許権者等が当該意見照会請求に係る貨物に係る自己の特許権、実用新案権又は意匠権の侵害の行為を組成したものと認める物又は方法の具体的態様であつて税関長が特定したものを記載した書面

二 意見照会請求をしようとする者が法第六十九条の七第一項に規定する輸出者である場合 当該輸出者が当該意見照会請求に係る貨物に係る同項に規定する特許権者等の特許権、実用新案権又は

くは意匠権の侵害の行為を組成していないものとして認める物若しくは方法又は不正競争防止法第二条第一項第十号に掲げる行為を組成していないものとして認める物の具体的態様であつて税関長が特定したものを記載した書面

2 税関長は、法第六十九条の七第九項の規定により経済産業大臣又は特許庁長官に対し意見を求めるときは、その旨及び理由並びに当該意見の求めに係る同条第一項に規定する特許権者等の特許権、実用新案権若しくは意匠権の侵害の行為を組成したものと思路する物若しくは方法又は不正競争防止法第二条第一項第十号に掲げる行為を組成したものと思路する物の具体的態様であつて自ら特定したものを記載した書面に、当該具体的態様を明らかにする資料その他の経済産業大臣又は特許庁長官が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、経済産業大臣又は特許庁長官に提出しなければならない。

3 税関長は、法第六十九条の七第二項又は第九項の規定により経済産業大臣又は特許庁長官に対し意見を求めるときは、その求めに係る同条第一項に規定する特許権者等及び輸出者に対し、前二項に規定する資料について意見を述べる機会を与えなければならない。

(輸入してはならない貨物に係る認定手続)

第六十二条の十六 税関長は、法第六十九条の十二第一項（輸入してはならない貨物に係る認定手続）に規定する認定手続（以下この条において「認定手続」という。）においては、当該認定手続が執られた貨物（以下この条、第六十二条の二十四第一項第一号及び第二項、第六十二条の二十九第一項並びに第六十二条の三十において「疑義貨物」という。）に係る特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者（法第六十九条の十二第一項に

意匠権の侵害の行為を組成していないものとして認める物又は方法の具体的態様であつて税関長が特定したものを記載した書面

2 税関長は、法第六十九条の七第九項の規定により特許庁長官に対し意見を求めるときは、その旨及び理由並びに当該意見の求めに係る同条第一項に規定する特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権の侵害の行為を組成したものと思路する物又は方法の具体的態様であつて自ら特定したものを記載した書面に、当該具体的態様を明らかにする資料その他の特許庁長官が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、特許庁長官に提出しなければならない。

3 税関長は、法第六十九条の七第二項又は第九項の規定により特許庁長官に対し意見を求めるときは、その求めに係る同条第一項に規定する特許権者等及び輸出者に対し、前二項に規定する資料について意見を述べる機会を与えなければならない。

(輸入してはならない貨物に係る認定手続)

第六十二条の十六 税関長は、法第六十九条の十二第一項（輸入してはならない貨物に係る認定手続）に規定する認定手続（以下この条において「認定手続」という。）においては、当該認定手続が執られた貨物（以下この条、第六十二条の二十四第一項第一号及び第二項、第六十二条の二十九第一項並びに第六十二条の三十において「疑義貨物」という。）に係る特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者（法第六十九条の十二第一項に

規定する不正競争差止請求権者をいう。次項、第三項第四号及び第七号並びに第六十二条の二十九第二項において同じ。）及び当該疑義貨物を輸入しようとする者（以下この条において「輸入者」という。）に対し、当該疑義貨物が法第六十九条の十一第一項第九号又は第十号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物に該当すること又は該当しないことについて証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、第四項の通知を受けた輸入者から同項第五号に規定する期限までに同号に規定する書面の提出がない場合は、この限りでない。

2 (省 略)

3 法第六十九条の十二第一項及び第二項の規定による権利者に対する通知は、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一～六 (省 略)

七 疑義貨物が法第六十九条の十一第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当することについて、証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨（法第六十九条の十三第一項の規定による申立て（特許権者、実用新案権者、意匠権者又は不正競争防止法第二條第一項第十号に掲げる行為（同法第十九条第一項第七号（適用除外等））に定める行為を除く。第六十二条の二十七並びに第六十二条の二十八第一項各号及び第二項において同じ。）を組成する貨物に係る不正競争差止請求権者に係るものを除く。次項第三号及び第五号において同じ。）が受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られるときにあつては、次項の通知を受けた輸入者から同項第五号に規定する期限までに同号に規定する書面が税関長に提出された場合に限り、証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨）並びにその期限

八・九 (省 略)

4～6 (省 略)

規定する不正競争差止請求権者をいう。次項、第三項第四号及び第六十二条の二十九第二項において同じ。）及び当該疑義貨物を輸入しようとする者（以下この条において「輸入者」という。）に対し、当該疑義貨物が法第六十九条の十一第一項第九号又は第十号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物に該当すること又は該当しないことについて証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、第四項の通知を受けた輸入者から同項第五号に規定する期限までに同号に規定する書面の提出がない場合は、この限りでない。

2 同 上

3 同 上

一～六 同 上

七 疑義貨物が法第六十九条の十一第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当することについて、証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨（法第六十九条の十三第一項の規定による申立て（特許権者、実用新案権者又は意匠権者に係るものを除く。次項第三号及び第五号において同じ。）が受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られるときにあつては、次項の通知を受けた輸入者から同項第五号に規定する期限までに同号に規定する書面が税関長に提出された場合に限り、証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨）並びにその期限

八・九 同 上

4～6 同 上

(輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求めの手續)

第六十二条の二十七 法第六十九条の十七第一項(輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等)の規定による求め(以下この条及び次条第一項各号において「意見照会請求」という。)をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面に、当該意見照会請求をしようとする者が法第六十九条の十七第一項に規定する特許権者等である場合にあつては当該意見照会請求に係る貨物に係る自己の特許権、実用新案権若しくは意匠権の侵害の行為を組成したものと認める物若しくは不正競争防止法第二条第一項第十号(定義)に掲げる行為を組成したものと認める物の具体的態様を明らかにする資料を、当該意見照会請求をしようとする者が法第六十九条の十七第一項に規定する輸入者である場合にあつては当該意見照会請求に係る貨物に係る同項に規定する特許権者等の特許権、実用新案権若しくは意匠権の侵害の行為を組成していないものとして認める物若しくは方法又は同号に掲げる行為を組成していないものとして認める物の具体的態様を明らかにする資料を添えて、税関長に提出しなければならない。

一、四 (省 略)

(輸入してはならない貨物に係る経済産業大臣等への意見の求めの手續)

第六十二条の二十八 税関長は、法第六十九条の十七第二項(輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等)の規定により経済産業大臣又は特許庁長官に対し意見を求めるときは、その旨を記載した書面及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面に、前条第一項の規定により提出された書面の写し及び同項に規定する資料その他の経済産業大臣又は特許庁長官が意見を述

(輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求めの手續)

第六十二条の二十七 法第六十九条の十七第一項(輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等)の規定による求め(以下この条及び次条第一項において「意見照会請求」という。)をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面に、当該意見照会請求をしようとする者が法第六十九条の十七第一項に規定する特許権者等である場合にあつては当該意見照会請求に係る貨物に係る自己の特許権、実用新案権又は意匠権の侵害の行為を組成したものと認める物又は方法の具体的態様を明らかにする資料を、当該意見照会請求をしようとする者が同項に規定する輸入者である場合にあつては当該意見照会請求に係る貨物に係る同項に規定する特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権の侵害の行為を組成していないものとして認める物又は方法の具体的態様を明らかにする資料を添えて、税関長に提出しなければならない。

一、四 同 上

(輸入してはならない貨物に係る特許庁長官への意見の求めの手續)

第六十二条の二十八 税関長は、法第六十九条の十七第二項(輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等)の規定により特許庁長官に対し意見を求めるときは、その旨を記載した書面及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面に、前条の規定により提出された書面の写し及び同条に規定する資料その他の特許庁長官が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、

べるに際し参考となるべき資料を添えて、経済産業大臣又は特許庁長官に提出しなければならない。

一 意見照会請求をしようとする者が法第六十九条の十七第一項に規定する特許権者等である場合 当該特許権者等が当該意見照会請求に係る貨物に係る自己の特許権、実用新案権若しくは意匠権の侵害の行為を組成したものと認める物若しくは方法又は不正競争防止法第二条第十号（定義）に掲げる行為を組成したものと認める物の具体的態様であつて税関長が特定したものを記載した書面

二 意見照会請求をしようとする者が法第六十九条の十七第一項に規定する輸入者である場合 当該輸入者が当該意見照会請求に係る貨物に係る同項に規定する特許権者等の特許権、実用新案権若しくは意匠権の侵害の行為を組成していないものとして認める物若しくは方法又は不正競争防止法第二条第十号に掲げる行為を組成していないものとして認める物の具体的態様であつて税関長が特定したものを記載した書面

2 税関長は、法第六十九条の十七第九項の規定により経済産業大臣又は特許庁長官に対し意見を求めるときは、その旨及び理由並びに当該意見の求めに係る同条第一項に規定する特許権者等の特許権、実用新案権若しくは意匠権の侵害の行為を組成したものと認める物若しくは方法又は不正競争防止法第二条第十号に掲げる行為を組成したものと認める物の具体的態様であつて自ら特定したものを記載した書面に、当該具体的態様を明らかにする資料その他の経済産業大臣又は特許庁長官が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、経済産業大臣又は特許庁長官に提出しなければならない。

3 税関長は、法第六十九条の十七第二項又は第九項の規定により経済産業大臣又は特許庁長官に対し意見を求める前に、その求めに係る

特許庁長官に提出しなければならない。

一 意見照会請求をしようとする者が法第六十九条の十七第一項に規定する特許権者等である場合 当該特許権者等が当該意見照会請求に係る貨物に係る自己の特許権、実用新案権又は意匠権の侵害の行為を組成したものと認める物又は方法の具体的態様であつて税関長が特定したものを記載した書面

二 意見照会請求をしようとする者が法第六十九条の十七第一項に規定する輸入者である場合 当該輸入者が当該意見照会請求に係る貨物に係る同項に規定する特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権の侵害の行為を組成していないものとして認める物又は方法の具体的態様であつて税関長が特定したものを記載した書面

2 税関長は、法第六十九条の十七第九項の規定により特許庁長官に対し意見を求めるときは、その旨及び理由並びに当該意見の求めに係る同条第一項に規定する特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権の侵害の行為を組成したものと認める物又は方法の具体的態様であつて自ら特定したものを記載した書面に、当該具体的態様を明らかにする資料その他の特許庁長官が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、特許庁長官に提出しなければならない。

3 税関長は、法第六十九条の十七第二項又は第九項の規定により特許庁長官に対し意見を求める前に、その求めに係る同条第一項に規

る同条第一項に規定する特許権者等及び輸入者に対し、前二項に規定する資料について意見を述べる機会を与えなければならない。

(認定通関業者の認定の申請の手続等)

第六十九条 (省 略)

2 3 4 (省 略)

5 法第七十九条第一項の認定を受けた者(次条第一号及び第六十九条の四第一項において「認定通関業者」という。)は、その認定に係る第一項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を当該認定をした税関長に届け出なければならない。

(技術的読替え等)

第六十九条の四 法第七十九条の六(許可の承継についての規定の準用)の規定において認定通関業者について法第四十八条の二(許可の承継)の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

定する特許権者等及び輸入者に対し、前二項に規定する資料について意見を述べる機会を与えなければならない。

(認定通関業者の認定の申請の手続等)

第六十九条 同 上

2 3 4 同 上

5 法第七十九条第一項の認定を受けた者(次条第一号において「認定通関業者」という。)は、その認定に係る第一項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を当該認定をした税関長に届け出なければならない。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十八条の二第一項	により当該許可	により第七十九条第一項(通関業者の認定)の認定
	の当該許可	の当該認定
第四十八条の二第二項	保税蔵置場の許可	第七十九条第一項の認定
	税関長	当該認定をした税関長
第四十八条の二第三項	第四十三条各号(許可の要件)のいずれ	第七十九条第三項各号のいずれかに適合

第四十八条の二第四項	かに該当する場合には、前項の承認をしないことができる	しない場合には、前項の承認をしないものとする
第四十八条の二第五項	当該保税蔵置場の税関長	当該認定通関業者の通関業務その他の輸出及び輸入に関する第七十九条第一項の認定をした税関長
第四十七条第一項第一号又は第三号（許可の失効）	第四十七条第一項第一号又は第三号（許可の失効）	第七十九条の四第一項第一号又は第三号（通関業法第十条第一項第一号及び第三号（許可の消滅）に規定する場合に限る。）（認定の失効）
当該許可	当該許可	第七十九条第一項の認定
第四十三条各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認をしないことができる	第四十三条各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認をしないものとする	第七十九条第三項各号のいずれかに適合しない場合には、前項の承認をしないものとする

2 |

第三十九条の二第一項又は第二項の規定は、法第七十九条の六において準用する法第四十八条の二第二項又は第四項の規定による承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第三十九条の二第一項中「保税蔵置場の許可」とあるのは「法第七十九条第一項（通関業者の認定）の認定」と、同項第一号中「の氏名並

びに当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「である認定通関業者（法第七十九条の二に規定する認定通関業者をいう。次項において同じ。）の氏名及び住所又は居所」と、同条第二項中「保税蔵置場の許可」とあるのは「法第七十九条第一項の認定」と、同項第一号中「当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「合併若しくは分割をしようとする認定通関業者又は通関業務その他の輸出及び輸入に関する業務を譲り渡そうとする認定通関業者の名称又は氏名及び住所」と、同項第二号中「合併若しくは分割をしようとする法人又は当該保税蔵置場の業務を譲り渡そうとする者の名称又は氏名及び住所並びに合併後存続する法人」とあるのは「合併後存続する法人」と、「により当該保税蔵置場の」とあるのは「により前号の認定通関業者の通関業務その他の輸出及び輸入に関する」と、同項第三号中「当該保税蔵置場の」とあるのは「第一号の認定通関業者の通関業務その他の輸出及び輸入に関する」と読み替えるものとする。

（審議会等で政令で定めるもの）

第八十二条 法第九十一条（審議会等への諮問）（とん税法第十一条（不服申立て）（特別とん税法第六条（とん税法の規定の準用））において準用する場合を含む。）及び通関業法第四十条の二（不服申立て）において準用する場合を含む。）に規定する審議会等で政令で定めるものは、関税等不服審査会とする。

（税関長の権限の委任）

第九十二条 法及び定率法その他の関税に関する法令の規定に基づく税関長の権限は、次の各号に掲げる権限の区分に応じ、当該各号に定める税関官署の長に委任されるものとする。ただし、法第九条の二第二項（納期限の延長）の規定、法第十一条（関税の徴収）の規

（審議会等で政令で定めるもの）

第八十二条 法第九十一条（審議会等への諮問）（とん税法第十一条（不服申立て）（特別とん税法第六条（とん税法の規定の準用））において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する審議会等で政令で定めるものは、関税等不服審査会とする。

（税関長の権限の委任）

第九十二条 同上

定及び特例申告貨物についての法第二章（関税の確定、納付、徴収及び還付）の規定に基づく税関長の権限並びに法第六十九条の九（輸出してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め）及び第六十九条の十九（輸入してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め）の規定に基づく税関長の権限（専門委員の委嘱に係るものに限る。）については、税関長が自ら行うことを妨げない。

一 次に掲げる規定に基づく権限以外の権限（次号の規定により同号に掲げる税関官署の長に委任されるものを除く。） 当該権限に係る処分の対象となる事項を所轄する税関支署

イ 法第七条の二第一項（申告の特例）（承認に関する部分に限る。次号イにおいて同じ。）、第七条の十（申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出）及び第七条の十二（承認の取消し）の規定、法第十九条（開庁時間外の貨物の積卸し）（税関官署において事務を取り扱う時間を定めて公示する部分に限る。）の規定、法第三十七条第一項及び第二項（指定保税地域の指定又は取消し）の規定（同条第五項の規定により財務大臣の権限が税関長に委任された場合に限る。）、法第三十八条（指定保税地域の処分等）の規定、法第四十一条の二（外国貨物の搬入停止等）の規定、法第四十二条（保税蔵置場の許可）の規定、法第四十七条（許可の失効）（法第六十一条の四、第六十二条の七及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定、法第四十八条（許可の取消し等）（法第六十一条の四及び第六十二条の七において準用する場合を含む。）の規定、法第四十八条の二（許可の承継）（法第七条の十三、第五十五条（法第六十二条において準用する場合を含む。）、第六十一条の四、第六十二条の七、第六十二条の十五、第六十三條の八の二、第六十七條の十二、第六十七條の十八及び第七

一同上

イ 法第七条の二第一項（申告の特例）（承認に関する部分に限る。次号イにおいて同じ。）、第七条の十（申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出）及び第七条の十二（承認の取消し）の規定、法第十九条（開庁時間外の貨物の積卸し）（税関官署において事務を取り扱う時間を定めて公示する部分に限る。）の規定、法第三十七条第一項及び第二項（指定保税地域の指定又は取消し）の規定（同条第五項の規定により財務大臣の権限が税関長に委任された場合に限る。）、法第三十八条（指定保税地域の処分等）の規定、法第四十一条の二（外国貨物の搬入停止等）の規定、法第四十二条（保税蔵置場の許可）の規定、法第四十七条（許可の失効）（法第六十一条の四、第六十二条の七及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定、法第四十八条（許可の取消し等）（法第六十一条の四及び第六十二条の七において準用する場合を含む。）の規定、法第四十八条の二（許可の承継）（法第七条の十三、第五十五条（法第六十二条において準用する場合を含む。）、第六十一条の四、第六十二条の七、第六十二条の十五、第六十七條の十二及び第六十七條の十八において準用する場合を含む

十九條の六において準用する場合を含む。の規定、法第五十條第一項（保税蔵置場の許可の特例）の規定、法第五十二條の二（保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出）（法第六十二條において準用する場合を含む。）の規定、法第五十四條（承認の取消し等）（法第六十二條において準用する場合を含む。）の規定、法第五十六條（保税工場の許可）、第六十一條の二第一項（指定保税工場の簡易手続）及び第六十一條の五第一項（保税工場の許可の特例）の規定、法第六十二條の二（保税展示場の許可）の規定、法第六十二條の八（総合保税地域の許可）及び第六十二條の十四（許可の取消し等）の規定、法第六十三條の二第一項（保税運送の特例）（同項に規定する特定保税運送者の承認に関する部分に限る。次号イにおいて同じ。）、第六十三條の三第二項（承認の手続等）、第六十三條の六（保税運送の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出）、第六十三條の七第二項（承認の失効）及び第六十三條の八第一項（承認の取消し）の規定、法第六十七條の三第一項（輸出申告の特例）（承認に関する部分に限る。次号イにおいて同じ。）、第六十七條の九（輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出）及び第六十七條の十一（承認の取消し）の規定、法第六十七條の十三第一項（製造者の認定）、第六十七條の十五（認定製造者の認定を受けている必要がなくなった旨の届出）及び第六十七條の十七第一項（認定の取消し）の規定、法第六十九條の四（第四項を除く。）（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）、第六十九條の五（輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求め）、第六十九條の十三（第四項を除く。）（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）及び第六十九條の十四（輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め）の規定並びに法第七十九條

。の規定、法第五十條第一項（保税蔵置場の許可の特例）の規定、法第五十二條の二（保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出）（法第六十二條において準用する場合を含む。）の規定、法第五十四條（承認の取消し等）（法第六十二條において準用する場合を含む。）の規定、法第五十六條（保税工場の許可）、第六十一條の二第一項（指定保税工場の簡易手続）及び第六十一條の五第一項（保税工場の許可の特例）の規定、法第六十二條の二（保税展示場の許可）の規定、法第六十二條の八（総合保税地域の許可）及び第六十二條の十四（許可の取消し等）の規定、法第六十三條の二第一項（保税運送の特例）（同項に規定する特定保税運送者の承認に関する部分に限る。次号イにおいて同じ。）、第六十三條の三第二項（承認の手続等）、第六十三條の六（保税運送の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出）、第六十三條の七第二項（承認の失効）及び第六十三條の八第一項（承認の取消し）の規定、法第六十七條の三第一項（輸出申告の特例）（承認に関する部分に限る。次号イにおいて同じ。）、第六十七條の九（輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出）及び第六十七條の十一（承認の取消し）の規定、法第六十七條の十三第一項（製造者の認定）、第六十七條の十五（認定製造者の認定を受けている必要がなくなった旨の届出）及び第六十七條の十七第一項（認定の取消し）の規定、法第六十九條の四（第四項を除く。）（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）、第六十九條の五（輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求め）、第六十九條の十三（第四項を除く。）（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）及び第六十九條の十四（輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め）の規定並びに法第七十九條第一項及び第四項（通関業者の認定）、

第一項及び第四項（通関業者の認定）、第七十九条の三（認定通関業者の認定を受けている必要がなくなつた旨の届出）、第七十九条の四第二項（認定の失効）並びに第七十九条の五第一項（認定の取消し）の規定

ロ（省 略）

二 次に掲げる規定に基づく権限 当該権限に係る処分の対象となる事項を税関長が定めるところに従つて所轄する税関出張所、税関支署出張所並びに税関長が指定する税関監視署及び税関支署監視署

イ 法第二章（法第七条の二第一項、第七条の十及び第七条の十二を除く。）、法第五章（運送）（法第六十三条の二第一項、第六十三条の三第二項、第六十三条の六、第六十三条の七第二項、第六十三条の八第一項及び第六十三条の八の二を除く。）及び法第六章（通関）（法第六十七条の三第一項、第六十七条の九、第六十七条の十一、第六十七条の十三第一項、第六十七条の十五、第六十七条の十七第一項、第六十九条の四（第四項を除く。）、第六十九条の五、第六十九条の十三（第四項を除く。）及び第六十九条の十四を除く。）の規定

ロ・ハ（省 略）

2
5
（省 略）

第七十九条の三（認定通関業者の認定を受けている必要がなくなつた旨の届出）、第七十九条の四第二項（認定の失効）並びに第七十九条の五第一項（認定の取消し）の規定

ロ 同 上

二 同 上

イ 法第二章（法第七条の二第一項、第七条の十及び第七条の十二を除く。）、法第五章（運送）（法第六十三条の二第一項、第六十三条の三第二項、第六十三条の六、第六十三条の七第二項及び第六十三条の八第一項を除く。）及び法第六章（通関）（法第六十七条の三第一項、第六十七条の九、第六十七条の十一、第六十七条の十三第一項、第六十七条の十五、第六十七条の十七第一項、第六十九条の四（第四項を除く。）、第六十九条の五、第六十九条の十三（第四項を除く。）及び第六十九条の十四を除く。）の規定

ロ・ハ 同 上

2
5
同 上

改 正 案

現 行

（入国者の輸入貨物に対する簡易税率を適用しない貨物）

（入国者の輸入貨物に対する簡易税率を適用しない貨物）

第一条の二 法第三条の二第二項第三号（入国者の輸入貨物に対する簡易税率）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるものとする。

第一条の二 同 上

- 一 法の別表第一〇・〇六項に掲げる米、同表第一二二二・二二一号の一及び二に掲げる海藻その他の藻類、同表第一二二二・九九号の一に掲げるこんにやく芋、同表第二〇〇八・二〇号に掲げるパインナップル、同表第二二〇四・二一号から第二二〇四・二九号まで及び第二二〇四・三〇号の二に掲げるぶどう搾汁、同表第二二〇七項に掲げるエチルアルコール及び変性アルコール、同表第二二〇八・九〇号の一の（ロ）のAに掲げるエチルアルコール、同表第二四類に掲げるたばこ及び製造たばこ代用品並びに同表第九三〇三・一〇号から第九三〇三・三〇号までに該当する狩猟用の銃
- 二・三 （省 略）

- 一 法の別表第一〇・〇六項に掲げる米、同表第一二二二・二二一号の一及び二に掲げる海藻その他の藻類、同表第一二二二・九九号の一に掲げるこんにやく芋、同表第二〇〇八・二〇号に掲げるパインナップル、同表第二二〇四・二一号、第二二〇四・二九号及び第二二〇四・三〇号の二に掲げるぶどう搾汁、同表第二二・〇七項に掲げるエチルアルコール及び変性アルコール、同表第二二〇八・九〇号の一の（ロ）のAに掲げるエチルアルコール、同表第二四類に掲げるたばこ及び製造たばこ代用品並びに同表第九三〇三・一〇号から第九三〇三・三〇号までに該当する狩猟用の銃
- 二・三 同 上

（輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税の額）

（輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税の額）

第五十四条の十五 法第十九条の三第一項（輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等）の規定による関税の払戻しの額は、同項の規定に該当する輸出をした貨物について納付した関税の全額（延滞税、過少申告加算税及び重加算税（関税法第十二条の四第一項及び第三項（同条第一項の重加算税に係る部分に限る。）（重加算税）の重加算税に限る。）の額を除く。）とする。

第五十四条の十五 法第十九条の三第一項（輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等）の規定による関税の払戻しの額は、同項の規定に該当する輸出をした貨物について納付した関税の全額（延滞税、過少申告加算税及び重加算税（関税法第十二条の四第一項（重加算税）の規定により課されるものに限る。）の額を除く。）とする。

(輸入時と同一状態で再輸出される場合の払戻しの手続等についての規定の準用)

第五十四条の十七 第五十四条の十三及び前二条の規定は、法第十九条の第三第二項(輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等)の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五十四条の十五中「同項」とあるのは「法第十九条の第三第二項の規定を適用する場合における同条第一項」と、「納付した関税の全額(延滞税、過少申告加算税及び重加算税(関税法第十二条の四第一項及び第三項(同条第一項の重加算税に係る部分に限る。)(重加算税)の重加算税に限る。))の額を除く。)」とあるのは「その納付すべき期限が延長された関税の全額」と、前条中「第五十四条の十三第三項」とあるのは「次条において準用する第五十四条の十三第三項」と、「これを」とあるのは「その延長された期限内に、これを」と、「税関長に」とあるのは「税関長に(当該輸出申告をした税関の税関長と当該貨物の輸入地を所轄する税関長とが異なるときは、当該輸出申告をした税関の税関長を経由して当該輸入地を所轄する税関長に)」と読み替えるものとする。

第五十四条の十八 第五十四条の十三、第五十四条の十五及び第五十四条の十六の規定は、法第十九条の第三第三項(輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等)の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五十四条の十五中「同項」とあるのは「法第十九条の第三第三項」と、「納付した関税の全額(延滞税、過少申告加算税及び重加算税(関税法第十二条の四第一項及び第三項(同条第一項の重加算税に係る部分に限る。)(重加算税)の重加算税に限る。))の額を除く。)」とあるのは「課されるべき関税の全額」と、第五十四条の十六中「第五十四条の十三第三項」とあるのは「第五十四条の十八において準用する第五十四条の十三第三項

(輸入時と同一状態で再輸出される場合の払戻しの手続等についての規定の準用)

第五十四条の十七 第五十四条の十三及び前二条の規定は、法第十九条の第三第二項(輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等)の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五十四条の十五中「同項」とあるのは「法第十九条の第三第二項の規定を適用する場合における同条第一項」と、「納付した関税の全額(延滞税、過少申告加算税及び重加算税(関税法第十二条の四第一項(重加算税)の規定により課されるものに限る。))の額を除く。)」とあるのは「その納付すべき期限が延長された関税の全額」と、前条中「第五十四条の十三第三項」とあるのは「次条において準用する第五十四条の十三第三項」と、「これを」とあるのは「その延長された期限内に、これを」と、「税関長に」とあるのは「税関長に(当該輸出申告をした税関の税関長と当該貨物の輸入地を所轄する税関長とが異なるときは、当該輸出申告をした税関の税関長を経由して当該輸入地を所轄する税関長に)」と読み替えるものとする。

第五十四条の十八 第五十四条の十三、第五十四条の十五及び第五十四条の十六の規定は、法第十九条の第三第三項(輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等)の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五十四条の十五中「同項」とあるのは「法第十九条の第三第三項」と、「納付した関税の全額(延滞税、過少申告加算税及び重加算税(関税法第十二条の四第一項(重加算税)の規定により課されるものに限る。))の額を除く。)」とあるのは「課されるべき関税の全額」と、第五十四条の十六中「第五十四条の十三第三項」とあるのは「第五十四条の十八において準用する第五十四条の十三第三項」と、「証明書(特例申告貨物にあつては

「と、「証明書（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書）」とあるのは「証明書」と、「税関長に」とあるのは「税関長に（当該輸出申告をした税関の税関長と当該貨物の輸入地を所轄する税関長とが異なるときは、当該輸出申告をした税関の税関長を経由して当該輸入地を所轄する税関長に）」と読み替えるものとする。

、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書）」とあるのは「証明書」と、「税関長に」とあるのは「税関長に（当該輸出申告をした税関の税関長と当該貨物の輸入地を所轄する税関長とが異なるときは、当該輸出申告をした税関の税関長を経由して当該輸入地を所轄する税関長に）」と読み替えるものとする。

改 正 案

現 行

<p>目次 第一章 暫定税率（<u>第一条―第六条</u>） 第二章〜第九章 （省 略） 附則</p>	<p>目次 第一章 暫定税率（<u>第一条―第六条の二</u>） 第二章〜第九章 同 上 附則</p>
<p>（無税を適用するエチルアルコール（エタノール）及びエチル―ターシャリーブチルエーテルの証明方法） 第三条の三 法の別表第一第二二〇七・一〇号の一の(二)のB及び第二九〇九・一九号の証明は、当該証明に係る貨物の輸入申告（特例申告（<u>関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七條の二第二項（申告の特例）に規定する特例申告をいう。以下同じ。</u>）に係る貨物（以下「特例申告貨物」という。）にあつては、特例申告）に際し、<u>経済産業大臣が発給する証明書</u>を税関長に提出することにより行うものとする。 2 前項の証明書の交付の申請手続その他その発給に關し必要な事項は、<u>経済産業省令</u>で定める。</p>	<p>（石油製品の混合） 第六条 法の別表第一第二七一〇・一九号の一の(三)のAの(b)及び第二七一〇・二〇号の一の(四)のAの(b)に規定する政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得られた重油又は粗油は、<u>関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第五十六条第一項（保税工場の許可）</u>に規定する保税作業により、本邦に到着した関税定率法（明治四十三年法</p>
<p>（石油製品の混合） 第六条 法の別表第一第二七一〇・一九号の一の(三)のAの(b)及び第二七一〇・二〇号の一の(四)のAの(b)に規定する政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得られた重油又は粗油は、<u>関税法第五十六条第一項（保税工場の許可）</u>に規定する保税作業により、本邦に到着した関税定率法（明治四十三年法</p>	<p>（石油製品の混合） 第六条 法の別表第一第二七一〇・一九号の一の(三)のAの(b)及び第二七一〇・二〇号の一の(四)のAの(b)に規定する政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得られた重油又は粗油は、<u>関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第五十六条第一項（保税工場の許可）</u>に規定する保税作業により、本邦に到着</p>

律第五十四号) 別表(以下「関税率表」という。)(第二七一〇・一
二号の(三)、第二七一〇・一九号の(二)及び第二七一〇・二〇
号の(三)に掲げる軽油に該当する石油製品に、当該石油製品に対
する重量割合が十パーセントを超えない数量の関税納付済みの石油
製品を混合して得られたものとする。

(輸入数量の算出方法)

第十四条 法第七条の三第七項の規定により算出する同条第一項に規
定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告(関
税法第四十三条の三第一項(外国貨物を置くことの承認)(同法第
六十一条の四において準用する場合を含む。))又は第六十二条の十
(外国貨物を置くこと等の承認)の承認の申請(以下この項及び第
二十八条において「蔵入れ申請等」という。))がされた物品にあつ
ては当該蔵入れ申請等とし、同法第七十六条第一項(郵便物の輸出
入の簡易手続)に規定する郵便物にあつては同条第三項の規定によ
る提示とする。))に係る数量として、同法第二百二条第一項第一号(

した関税定率法(明治四十三年法律第五十四号) 別表(以下「関税
率表」という。)(第二七一〇・一二号の(三)、第二七一〇・一九
号の(二)及び第二七一〇・二〇号の(三)に掲げる軽油に該当す
る石油製品に、当該石油製品に対する重量割合が十パーセントを超
えない数量の関税納付済みの石油製品を混合して得られたものとす
る。

1 (無税を適用するエチルーターシャリーブチルエーテルの証明方法

第六条の二 法の別表第一第二九〇九・一九号の証明は、当該証明に
係る貨物の輸入申告(特例申告(関税法第七条の二第二項(申告の
特例)に規定する特例申告をいう。以下同じ。))に係る貨物(以下
「特例申告貨物」という。))にあつては、特例申告)に際し、経済
産業大臣が発給する証明書を税関長に提出することにより行うもの
とする。

2 前項の証明書の交付の申請手続その他その発給に関し必要な事項
は、経済産業省令で定める。

(輸入数量の算出方法)

第十四条 法第七条の三第七項の規定により算出する同条第一項に規
定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告(関
税法第四十三条の三第一項(外国貨物を置くことの承認)(同法第
六十一条の四において準用する場合を含む。))又は第六十二条の十
(外国貨物を置くこと等の承認)の承認の申請(以下この項及び第
二十八条において「蔵入れ申請等」という。))がされた物品にあつ
ては当該蔵入れ申請等とし、同法第七十六条第一項(郵便物の輸出
入の簡易手続)に規定する郵便物にあつては同条第三項の規定によ
る提示とする。))に係る数量として、同法第二百二条第一項第一号(

証明書類の交付及び統計の閲覧等)の統計(以下この条、次条、第十八条及び第十九条において「貿易統計」という。)に計上される数量(同表第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二一項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において「統計上数量」という。)を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、平成二十八年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量を算出する場合において、当該年度の前年度において同表に掲げる物品のうち同条第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたもの(平成七年度から平成二十七年度までの各年度の初日から当該各年度の発動日(同項に規定する発動日をいう。)が属する月の前々月の末日までに関税法第四十三条の三第一項(同法第六十一条の四において準用する場合を含む。)又は第六十二条の十の規定による承認(第十九条の三第二号において「蔵入れ承認等」という。)を受けたものを除く。)の統計計上数量を平成二十八年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量に加算するものとする。

証明書類の交付及び統計の閲覧等)の統計(以下この条、次条、第十八条及び第十九条において「貿易統計」という。)に計上される数量(同表第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二一項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項及び次項において「統計上数量」という。)を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、平成二十七年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量を算出する場合において、当該年度の前年度において同表に掲げる物品のうち同条第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたもの(平成七年度から平成二十六年までの各年度の初日から当該各年度の発動日(同項に規定する発動日をいう。)が属する月の前々月の末日までに関税法第四十三条の三第一項(同法第六十一条の四において準用する場合を含む。)又は第六十二条の十の規定による承認を受けたものを除く。)の統計計上数量を平成二十七年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量に加算するものとする。

2 | 前項の場合において、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日(第十八条第三項及び第十九条の三各号において「協定発効日」という。)から一年を経過した日(以下この項において「一年経過日」という。)の属する月における法第七条の三第一項ただし書に規定するオーストラリア産飼料用麦に係る輸入数量は同月の初日から一年経過日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計上数量とし、同月における同項ただし書に規定する法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量は一年経過日から同月末日までの期間に相当する分として日割により計算した統計上数量とする。

2 | (省 略)

(生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量の算出方法)

第十八条 第十四条第一項本文の規定は、法第七条の五第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の同項各号に規定する当該年度中における輸入数量を、同条第二項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する場合について準用する。

2 法第七条の五第二項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の五第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の同項各号に規定する当該年度の前年度中における輸入数量は、貿易統計に計上された月ごとの数量を順次加算する方法により算出した数量とする。

3 | 同上

(生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量の算出方法)

第十八条 第十四条第一項本文の規定は、法第七条の五第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の同項各号に規定する当該年度中における輸入数量(同項各号に規定する当該年度中における協定対象外輸入数量を含む。)を、同条第二項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する場合について準用する。

2 法第七条の五第二項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の五第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の同項各号に規定する当該年度の前年度中における輸入数量(同項各号に規定する当該年度の前年度中における協定対象外輸入数量を除く。)は、貿易統計に計上された月ごとの数量を順次加算する方法により算出した数量とする。

3 法第七条の五第二項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の五第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の同項各号に規定する当該年度の前年度中における協定対象外輸入数量は、貿易統計に計上された月ごとの数量(以下この項において「統計計上数量」という。)(協定発効日の属する月において、同条第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の統計計上数量(協定発効日の前日までの期間のオーストラリアを原産地とするものに係る統計計上数量(同月の初日から協定発効日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した数量)と協定発効日以後の期間の経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の規定に基づきオーストラリアの原産品とされるものであることを次条で定めるところにより税関長が認めたものに係る統計計上数量との合計数量及び法第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けらるるものに係る統計計上数量を除く。)を順次加算する方法により

(オーストラリア原産品である生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量の算出方法)

第十九条の三 第十四条第一項本文の規定は、法第七条の八第三項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の八第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の同項に規定するその年度(以下この条において「算出対象年度」という。)における輸入数量について準用する。ただし、算出対象年度の前年度において同項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が同項に規定する輸入基準数量を超えた場合には、次の各号に定める数量の合計数量を算出対象年度における同項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量に加算するものとする。

- 一 算出対象年度の前年度の初日から同年度の発動日(法第七条の八第一項に規定する発動日をいう。次号イにおいて同じ。)の前日(同年度における同項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が同項に規定する輸入基準数量を同年度の二月一日以後において超えた場合には、同年度の末日)までの期間の当該輸入数量から当該輸入基準数量を控除した数量
- 二 算出対象年度の前年度において法第七条の八第二項の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたもの(次に掲げるものを除く。)の数量

イ 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日(以下この号において「協定発効日」という。

)の属する年度(以下この号において「協定発効年度」という

算出した数量とする。

(オーストラリア原産品である生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量の算出方法)

第十九条の三 第十四条第一項本文の規定は、法第七条の八第三項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の八第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の同項に規定するその年度における輸入数量について準用する。ただし、平成二十六年において同項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が同項に規定する輸入基準数量を超えた場合には、次の各号に定める数量の合計数量を平成二十七年において同項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量に加算するものとする。

- 一 協定発効日から平成二十六年年度の発動日(法第七条の八第一項に規定する発動日をいう。次号イにおいて同じ。)の前日(同年度における同項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が同項に規定する輸入基準数量を平成二十七年二月一日以後において超えた場合には、同年度の末日)までの期間の当該輸入数量から当該輸入基準数量を控除した数量
- 二 平成二十六年年度において法第七条の八第二項の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたもの(協定発効日から同年度の発動日の前日までに関税法第四十三条の三第一項(外国貨物を置くこと)の承認)(同法第六十一条の四において準用する場合を含む。)又は第六十二条の十(外国貨物を置くこと等の承認)の規定による承認を受けたものを除く。)の数量

イ 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日(以下この号において「協定発効日」という。

)の属する年度(以下この号において「協定発効年度」という

。) から算出対象年度の前年度までの各年度の初日(協定発効年度においては、協定発効日) から当該各年度の発効日の前日までに蔵入れ承認等を受けたもの

ロ 協定発効年度から算出対象年度の前々年度までの各年度の初日(協定発効年度においては、協定発効日) から当該各年度の末日までに蔵入れ承認等を受けたもの(当該各年度において法第七条の八第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が同項に規定する輸入基準数量を当該各年度の二月一日以後において超えた場合に限る。)

(特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指定)

第二十五条 (省 略)

2 法第八条の二第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての便益を与えない物品は、次の各号に掲げる物品とする。

一 別表第一の第六九号に掲げる国を原産地とする関税率表第三五・〇五項に掲げる物品であつて、平成二十九年三月三十一日までに輸入されるもの(第七号に掲げるものを除く。)

二 別表第一の第七四号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品であつて、平成二十九年三月三十一日までに輸入されるもの

イ・ロ (省 略)

三 別表第一の第一〇三号に掲げる国を原産地とする関税率表第二一〇一・一一号の二の(二)に掲げる物品であつて、平成二十九年三月三十一日までに輸入されるもの

四 別表第一の第七四号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品

(特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指定)

第二十五条 同 上

2 同 上

一 別表第一の第七五号に掲げる国を原産地とする関税率表第五四・〇三項及び第九六・一六項に掲げる物品であつて、平成二十八年三月三十一日までに輸入されるもの

二 別表第一の第七〇号に掲げる国を原産地とする関税率表第三五・〇五項に掲げる物品であつて、平成二十九年三月三十一日までに輸入されるもの(第六号に掲げるものを除く。)

三 別表第一の第七五号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品であつて、平成二十九年三月三十一日までに輸入されるもの

イ・ロ 同 上

四 別表第一の第一〇四号に掲げる国を原産地とする関税率表第二一〇一・一一号の二の(二)に掲げる物品であつて、平成二十九年三月三十一日までに輸入されるもの

五 別表第一の第七五号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品

であつて、平成三十年三月三十一日までに輸入されるもの
イ・ロ (省 略)

五| 別表第一の第四号に掲げる国を原産地とする関税率表第一〇〇七・九〇号に掲げる物品のうち関税率法第十三条第一項(製造用原料品の減税又は免税)の適用を受けないものであつて、平成三十一年三月三十一日までに輸入されるもの

六| 別表第一の第七四号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品であつて、平成三十一年三月三十一日までに輸入されるもの

イ| 関税率表第六〇四・二〇号に掲げる物品、関税率表第一四〇四・九〇号の四に掲げる物品(かしの葉及びさるとりいばらの葉以外のものに限る。)、関税率表第一五〇五・〇〇号の一又は第二〇〇一・九〇号の一の四に掲げる物品、同号の二の(五)に掲げる物品(しようが以外のものに限る。)及び関税率表第二三〇九・一〇号の二の(二)のBの(b)に掲げる物品

ロ| 関税率表第二九・一九項、第二九・二五項、第四四・一四項、第四四・一五項、第五三・〇九項、第六一・一六項又は第九六・一六項に掲げる物品(法第八条の二第一項第二号及び第三号に規定する税率の適用を受けるもの限り、法第七条の三第一項に規定する協定税率が無税とされているものを除く。)

七| 第十九条の二第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第九号、第十一号、第十二号又は第十三号に掲げる国際約束において関税の譲許が定められている物品であつて、それぞれ別表第一の第一二六号、第一二二二号、第七六号、第六九号、第一三三三号、第一〇一七号、第一〇七号、第一二二二号又は第一一二二二号に掲げる国を原産地とするもの(当該物品の当該国際約束に基づく関税率が法第八条の二第一項の規定による税率を超えるものを除く。)

八| (省 略)
法第八条の二第三項に規定する政令で定める国は、別表第一の第

であつて、平成三十年三月三十一日までに輸入されるもの
イ・ロ 同上

六| 第十九条の二第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第九号、第十一号、第十二号又は第十三号に掲げる国際約束において関税の譲許が定められている物品であつて、それぞれ別表第一の第一二七号、第一二二三号、第七七号、第七〇号、第一三三三号、第一〇二七号、第一〇八号、第一二二二号又は第一一二三三号に掲げる国を原産地とするもの(当該物品の当該国際約束に基づく関税率が法第八条の二第一項の規定による税率を超えるものを除く。)

七| 同上
法第八条の二第三項に規定する政令で定める国は、別表第一の第

二号、第七号、第九号、第一四号、第二〇号、第二一号、第二九号から第三二号まで、第三四号、第四二号、第四五号、第四七号から第五〇号まで、第五五号、第六〇号、第六一号、第六七号、第六八号、第七一号から第七三号まで、第七七号、第七八号、第八九号から第九一号まで、第九四号、第九八号、第九九号、第一〇二号、第一〇四号、第一〇五号、第一〇八号、第一一九号から第一二一号まで、第一二五号、第一二八号、第一二九号、第一三八号及び第一四〇号から第一四二号までに掲げる国とする。

(軽減税率等の適用について手続を要する物品の指定)

第三十二条 法第九条第一項に規定する政令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

一 法の別表第一第〇四〇二・一〇号の二の(1)及び第〇四〇二・二一号の二の(1)に掲げるミルク及びクリームのうち小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)、中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)、夜間において授業を行う課程(以下この号において「夜間課程」という。)を置く高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下この号において同じ。)、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒(夜間課程を置く高等学校にあつては、当該夜間課程において行う教育を受ける生徒に限る。)
若しくは幼児、関税率法施行令第六十五条(児童福祉施設の指定)に規定する児童福祉施設の児童又は児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の三第九項、第十項若しくは第十二項に規定する事業による保育を受ける児童の給食の用に供するもの(次条第二項第一号において「学校等給食用のもの」という。)

二〇九 (省 略)

二号、第七号、第九号、第一四号、第二〇号、第二一号、第二九号から第三二号まで、第三四号、第四三号、第四六号、第四八号から第五一号まで、第五六号、第六一号、第六二号、第六八号、第六九号、第七二号から第七四号まで、第七八号、第七九号、第九〇号から第九二号まで、第九五号、第九九号、第一〇〇号、第一〇三号、第一〇五号、第一〇六号、第一〇九号、第一二〇号から第一二二号まで、第一二六号、第一二九号、第一三〇号、第一三九号及び第一四一号から第一四三号までに掲げる国とする。

(軽減税率等の適用について手続を要する物品の指定)

第三十二条 同 上

一 法の別表第一第〇四〇二・一〇号の二の(1)及び第〇四〇二・二一号の二の(1)に掲げるミルク及びクリームのうち小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)、夜間において授業を行う課程(以下この号において「夜間課程」という。)を置く高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下この号において同じ。)、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒(夜間課程を置く高等学校にあつては、当該夜間課程において行う教育を受ける生徒に限る。)
若しくは幼児、関税率法施行令第六十五条(児童福祉施設の指定)に規定する児童福祉施設の児童又は児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の三第九項、第十項若しくは第十二項に規定する事業による保育を受ける児童の給食の用に供するもの(次条第二項第一号において「学校等給食用のもの」という。)

二〇九 同 上

十 削除

十 (省 略)

十一 (省 略)

十二 法の別表第一第二二〇七・一〇号の一の(二)のBに掲げるエチルアルコール

十三 十七 (省 略)

2 (省 略)

(軽減税率等の適用についての手続等)

第三十三条 前条第一項各号に掲げる物品又は同条第二項各号に掲げる物品について、法第九条第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受けようとする者は、当該物品の輸入申告(特例申告貨物にあつては、特例申告)の際に、次に掲げる事項を記載した書面を税関長に提出しなければならない。

一 三 (省 略)

2・3 (省 略)

4 第九条及び第十条の規定は、前条第一項第四号から第六号までに掲げる物品、同項第八号に掲げる物品のうちコンフレークの製造に使用するもの以外のもの若しくは同項第十号から第十五号まで若しくは第十七号に掲げる物品又は同条第二項第一号、第二号、第四号若しくは第五号に掲げる物品について法第九条第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受ける場合について準用する。この場合において、第九条第四号中「当該用途に供した年月日」とあるのは、当該物品が前条第一項第四号、第五号、第八号、第十号から第十五号まで若しくは第十七号に掲げる物品又は同条第二項第一号、第二号、第四号若しくは第五号に掲げる物品であるときは「当該用途に供した年月日並びに当該物品から製造した製品の品名及び数量」と、当該物品が同条第一項第六号に掲げる物品であるときは「当該用途に供した年月日並びに当該物品から製造した製品の

十一 同上

十二 同上

十三 十七 同上

2 同上

(軽減税率等の適用についての手続等)

第三十三条 前条第一項各号に掲げる物品又は同条第二項各号に掲げる物品について、法第九条第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受けようとする者は、当該物品の輸入申告(特例申告貨物にあつては、特例申告)の時までに、次に掲げる事項を記載した書面を税関長に提出しなければならない。

一 三 同上

2・3 同上

4 第九条及び第十条の規定は、前条第一項第四号から第六号までに掲げる物品、同項第八号に掲げる物品のうちコンフレークの製造に使用するもの以外のもの若しくは同項第十一号から第十五号まで若しくは第十七号に掲げる物品又は同条第二項第一号、第二号、第四号若しくは第五号に掲げる物品について法第九条第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受ける場合について準用する。この場合において、第九条第四号中「当該用途に供した年月日」とあるのは、当該物品が前条第一項第四号、第五号、第八号、第十一号から第十五号まで若しくは第十七号に掲げる物品又は同条第二項第一号、第二号、第四号若しくは第五号に掲げる物品であるときは「当該用途に供した年月日並びに当該物品から製造した製品の品名及び数量」と、当該物品が同条第一項第六号に掲げる物品であるときは「当該用途に供した年月日並びに当該物品から製造した製品の

品名及び数量並びに当該製品の販売年月日、販売先及び販売数量」と読み替えるものとする。

5
5
17
(省 略)

別表第一(第二十五条関係)

番号	国又は地域名
一	
～	(省 略)
三六	
三七	グレナダ
三八	ケニア
三九	コートジボワール
四〇	コスタリカ
四一	コソボ
四二	コモロ
四三	コロンビア
四四	コンゴ共和国
四五	コンゴ民主共和国
四六	サモア
四七	サントメ・プリンシペ
四八	ザンビア
四九	シエラレオネ
五〇	ジブチ
五一	ジャマイカ
五二	ジョージア
五三	シリア

品の品名及び数量並びに当該製品の販売年月日、販売先及び販売数量」と読み替えるものとする。

5
5
17
同 上

別表第一(第二十五条関係)

番号	国又は地域名
一	
～	同 上
三六	
三七	クック
三八	同 上
三九	同 上
四〇	同 上
四一	同 上
四二	同 上
四三	同 上
四四	同 上
四五	同 上
四六	同 上
四七	同 上
四八	同 上
四九	同 上
五〇	同 上
五一	同 上
五二	同 上
五三	同 上
五四	同 上

八一	八〇	七九	七八	七七	七七	七六	七五	七四	七三	七二	七一	七〇	六九	六八	六七	六六	六五	六四	六三	六二	六一	六〇	五九	五八	五七	五六	五五	五四
ドミニカ共和国	ドミニカ	トケラウ諸島地域	トーゴ	ツバル	チリ	チュニジア	中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）	中央アフリカ	チャド	タンザニア	タジキスタン	タイ	ソロモン	ソマリア	セントルシア	セントヘレナ及びその附属諸島地域	セントビンセント	セントクリストファー・ネイビス	セルビア	セネガル	赤道ギニア	セーシェル	スワジランド	スリランカ	スリナム	スーダン	ジンバブエ	

八二	八一	八〇	七九	七八	七七	七六	七五	七四	七三	七二	七一	七〇	六九	六八	六七	六六	六五	六四	六三	六二	六一	六〇	五九	五八	五七	五六	五五
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

一〇九	一〇八	一〇七	一〇六	一〇五	一〇四	一〇三	一〇二	一〇一	一〇〇	九九	九八	九七	九六	九五	九四	九三	九二	九一	九〇	八九	八八	八七	八六	八五	八四	八三	八二
ベネズエラ	ベナン	ベトナム	米領サモア地域	ブルンジ	ブルキナファソ	ブラジル	ブータン	フィリピン	フィジー	東ティモール	バングラデシュ	パラグアイ	パラオ	パプアニューギニア	バヌアツ	パナマ	パキスタン	ハイチ	ネパール	ニジェール	ニカラグア	ニウエ	ナミビア	ナイジェリア	トンガ	トルコ	トルクメニスタン

一一〇	一〇九	一〇八	一〇七	一〇六	一〇五	一〇四	一〇三	一〇二	一〇一	一〇〇	九九	九八	九七	九六	九五	九四	九三	九二	九一	九〇	八九	八八	八七	八六	八五	八四	八三
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	ニウエ島地域	同上	同上	同上	同上	同上

一三〇	ベラルーシ
一一一	ペリリーズ
一一二	ペルー
一一三	ボスニア・ヘルツェゴビナ
一一四	ボツワナ
一一五	ボリビア
一一六	ホンジュラス
一一七	マーシャル
一一八	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国
一一九	マダガスカル
一二〇	マラウイ
一二一	マリ
一二二	マレーシア
一二三	ミクロネシア
一二四	南アフリカ共和国
一二五	ミャンマー
一二六	メキシコ
一二七	モーリシャス
一二八	モリタニア
一二九	モザンビーク
一三〇	モルディブ
一三一	モルドバ
一三二	モロッコ
一三三	モンゴル
一三四	モンテネグロ
一三五	モントセラト地域
一三六	ヨルダン
一三七	ヨルダン川西岸及びガザ地域

一一一	上
一一二	上
一一三	上
一一四	上
一一五	上
一一六	上
一一七	上
一一八	上
一一九	上
一二〇	上
一二一	上
一二二	上
一二三	上
一二四	上
一二五	上
一二六	上
一二七	上
一二八	上
一二九	上
一三〇	上
一三一	上
一三二	上
一三三	上
一三四	上
一三五	上
一三六	上
一三七	上
一三八	上

一四三	一四二	一四一	一四〇	一三九	一三八
レバノン	レソト	ルワンダ	リベリア	リビア	ラオス

一四四	一四三	一四二	一四一	一四〇	一三九
同上	同上	同上	同上	同上	同上

改 正 案	現 行
<p>（特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指定）</p> <p>第二十五条（省 略）</p> <p>2 法第八条の二第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての特恵を与えない物品は、次の各号に掲げる物品とする。</p> <p>一（省 略）</p> <p>二 別表第一の第七四号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品であつて、平成二十九年三月三十一日までに輸入されるもの</p> <p>イ 関税率表第七〇六・九〇号に掲げる物品のうちごぼう、同表第七〇九・五九号に掲げる物品のうちまつたけ、同表第七一二・九〇号の二に掲げる物品のうちたけのこ、同表第七一〇・一一号の二の（ロ）のB又は第一二一一・九〇号の四の（ロ）のCに掲げる物品、同表第一二一二・九九号の二に掲げる物品（あんず、桃（ネクタリンを含む。）又はプラムの核及びび仁以外のものに限る。）、同表第一六〇四・一一号に掲げる物品（気密容器入りのもの以外のものに限る。）、同表第一六〇四・一五号、第一六〇四・一七号又は第一六〇四・一八号に掲げる物品、同表第一六〇四・一九号に掲げる物品（節類以外のものに限る。）、同表第一六〇四・三二号に掲げる物品（イクラ以外のものに限る。）、同表第一六〇五・一〇号の二に掲げる物品（米を含むもの以外のものに限る。）、同表第一六〇五・五二号の二に掲げる物品、同表第一六〇五・五五号の二又は第一六〇五・五六号の二に掲げる物品（気密容器入りのもの以外のもの</p>	<p>（特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指定）</p> <p>第二十五条 同 上</p> <p>2 同 上</p> <p>一 同 上</p> <p>二 同 上</p> <p>イ 関税率表第七〇六・九〇号に掲げる物品のうちごぼう、同表第七〇九・五九号に掲げる物品のうちまつたけ、同表第七一二・九〇号の二に掲げる物品のうちたけのこ、同表第七一〇・一一号の二の（ロ）のBに掲げる物品、同表第一二一一・九〇号の四の（ロ）に掲げる物品（びやくだん及びはとむぎ以外のものに限る。）、同表第一二一二・九九号の二に掲げる物品（あんず、桃（ネクタリンを含む。）又はプラムの核及びび仁以外のものに限る。）、同表第一六〇四・一一号に掲げる物品（気密容器入りのもの以外のものに限る。）、同表第一六〇四・一五号及び第一六〇四・一七号に掲げる物品、同表第一六〇四・一九号に掲げる物品（節類以外のものに限る。）、同表第一六〇四・三二号に掲げる物品（イクラ以外のものに限る。）、同表第一六〇五・一〇号の二に掲げる物品（米を含むもの以外のものに限る。）、同表第一六〇五・五二号に掲げる物品、同表第一六〇五・五五号及び第一六〇五・五六号に掲げる物品（気密</p>

のに限る。)、同表第一六〇五・五九号の二の(二)に掲げる物品
、同号の二の(二)に掲げる物品(気密容器入りのもの以外のもの
に限る。)、及び同表第二〇〇一・九〇号の二の(五)に掲げる物品
のうちしようが

ロ 関税率表第二七・〇一項、第二七・〇四項、第二八・〇九項
、第二八・二五項、第二八・二七項、第二八・三四項、第二八
・三五項、第二八・三九項、第二八・四一項、第二八・四九項
、第二九・〇三項、第二九・〇四項、第二九・三八項、第三六
・〇四項、第三八・〇一項、第三八・〇二項、第三八・〇六項
、第三八・一四項、第三八・一六項、第三九・二三項、第三九
・二四項、第三九・二六項、第四四・一二項、第四四・一九項
から第四四・二二項まで、第四六・〇一項、第四六・〇二項、
第五一・〇七項、第五六・〇七項、第五六・〇八項、第五七・
〇二項、第五七・〇三項、第五七・〇五項、第五八・〇六項、
第六二・一三項、第六二・一六項、第六二・一七項、第六三・
〇一項から第六三・〇七項まで、第六五・〇五項、第六五・〇
六項、第六六・〇一項、第六七・〇二項、第六九・〇二項、第
六九・〇七項、第六九・一一項、第六九・一二項、第七四・〇
六項、第七四・一一項、第七六・〇七項、第七九・〇七項、第
八一・〇四項、第八一・一一項、第八二・一一項、第八二・一
三項、第八三・〇一項、第八三・〇二項、第八三・〇六項、第
九〇・〇三項、第九四・〇四項、九五・〇三項、九五・〇
五項、九五・〇七項、第九六・〇三項、第九六・〇八項又は
第九六・一七項に掲げる物品(法第八条の二第一項第二号及び
第三号に規定する税率の適用を受けるもの)に限り、法第七条の
三第一項に規定する協定税率が無税とされているものを除く。

容器入りのもの以外のものに限る。)、同表第一六〇五・五九
号の二に掲げる物品(帆立貝(いたやがい科のもの。ペクテン
属、クラミユス属又はプラコペクテン属のもの及びいたや貝を
除く。))以外のものにあつては、気密容器入りのもの以外のもの
に限る。))並びに同表第二〇〇一・九〇号の二の(五)に掲げる
物品のうちしようが

ロ 関税率表第二七・〇一項、第二七・〇四項、第二八・〇九項
、第二八・二五項、第二八・二七項、第二八・三四項、第二八
・三五項、第二八・三九項、第二八・四一項、第二八・四九項
、第二九・〇三項、第二九・〇四項、第二九・三八項、第三六
・〇四項、第三八・〇一項、第三八・〇二項、第三八・〇六項
、第三八・一四項、第三八・一六項、第三九・二三項、第三九
・二四項、第三九・二六項、第四四・一二項、第四四・一九項
から第四四・二二項まで、第四六・〇一項、第四六・〇二項、
第五一・〇七項、第五六・〇七項、第五六・〇八項、第五七・
〇二項、第五七・〇三項、第五七・〇五項、第五八・〇六項、
第六二・一三項、第六二・一六項、第六二・一七項、第六三・
〇一項から第六三・〇七項まで、第六五・〇五項、第六五・〇
六項、第六六・〇一項、第六七・〇二項、第六九・〇二項、第
六九・〇七項、第六九・〇八項、第六九・一一項、第六九・一
二項、第七四・〇六項、第七四・一一項、第七六・〇七項、第
七九・〇七項、第八一・〇四項、第八一・一一項、第八二・一
一項、第八二・一三項、第八三・〇一項、第八三・〇二項、第
八三・〇六項、第九〇・〇三項、第九四・〇四項、九五・〇
三項、九五・〇五項、九五・〇七項、第九六・〇三項、第
九六・〇八項又は第九六・一七項に掲げる物品(法第八条の二
第一項第二号及び第三号に規定する税率の適用を受けるもの)
に限り、法第七条の三第一項に規定する協定税率が無税とされて

三〇五 (省略)

六 別表第一の第七四号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品であつて、平成三十一年三月三十一日までに輸入されるもの

イ 関税率表第〇六〇四・二〇号又は第一二一一・九〇号の二の(二)に掲げる物品、関税率表第一四〇四・九〇号の四に掲げる物品(かしの葉及びさるとりいばらの葉以外のものに限り。)、関税率表第一五〇五・〇〇号の一又は第二〇〇一・九〇号の一の(四)に掲げる物品、同号の二の(五)に掲げる物品(しよすが以外のものに限り。)、及び関税率表第二三〇九・一〇号の二の(二)のBの(b)に掲げる物品

ロ (省略)

七・八 (省略)

3 (省略)

(国際物流拠点産業集積地域に係る課税物件の確定に関する特例を適用しない貨物)

第三十八条 法第十三条第二項に規定する政令で定める貨物は、次に掲げる貨物に該当する外国貨物を原料として製造された貨物とする。

一〇三 (省略)

四 関税率表第〇三〇一・九九号の二の(一)、第〇三〇二・四一号、第〇三〇二・四二号、第〇三〇二・四三号の一、第〇三〇二・四四号、第〇三〇二・四五号、第〇三〇二・四九号の一、第〇三〇二・五一号、第〇三〇二・五四号の一、第〇三〇二・八九号の一、第〇三〇二・九〇号の二の(一)、第〇三〇三・五一号、第〇三〇三・五三号の一、第〇三〇三・五四号、第〇三〇三・五五号、第〇三〇三・五九

いるものを除く。)

三〇五 同上

六 同上

イ 関税率表第〇六〇四・二〇号に掲げる物品、関税率表第一四〇四・九〇号の四に掲げる物品(かしの葉及びさるとりいばらの葉以外のものに限り。)、関税率表第一五〇五・〇〇号の一又は第二〇〇一・九〇号の一の(四)に掲げる物品、同号の二の(五)に掲げる物品(しよすが以外のものに限り。)、及び関税率表第二三〇九・一〇号の二の(二)のBの(b)に掲げる物品

ロ 同上

七・八 同上

3 同上

(国際物流拠点産業集積地域に係る課税物件の確定に関する特例を適用しない貨物)

第三十八条 同上

一〇三 同上

四 関税率表第〇三〇一・九九号の二の(一)、第〇三〇二・四一号、第〇三〇二・四二号、第〇三〇二・四三号の一、第〇三〇二・四四号、第〇三〇二・四五号、第〇三〇二・五一号、第〇三〇二・五四号の一、第〇三〇二・八九号の一、第〇三〇三・五一号、第〇三〇三・五三号の一、第〇三〇三・五四号、第〇三〇三・五五号、第〇三〇三・五九

号の一、第〇三〇三・六三三号、第〇三〇三・六六号の一、第〇三〇三・六七号、第〇三〇三・六九号の一、第〇三〇三・八九号の一、第〇三〇三・九一号の二、第〇三〇三・九九号の二の(一)、第〇三〇四・四四号の一、第〇三〇四・四九号の一、第〇三〇四・五三三号の一、第〇三〇四・五九号の一、第〇三〇四・七一号、第〇三〇四・七四号の一、第〇三〇四・七五号、第〇三〇四・七九号の一、第〇三〇四・八六号、第〇三〇四・八九号の一、第〇三〇四・九四号、第〇三〇四・九五号の一、第〇三〇四・九九号の一、第〇三〇五・一〇号、第〇三〇五・五一号、第〇三〇五・五九号の二の(一)、第〇三〇五・六一号から第〇三〇五・六三三号まで、第〇三〇七・二一号、第〇三〇七・二二号、第〇三〇七・二九号の二、第〇三〇七・七一号の一、第〇三〇七・七二号の一及び第〇三〇七・七九号の二の(一)に掲げる貨物

五 関税率表第〇三〇二・九一号の一及び第〇三〇五・二〇号の三に掲げる貨物のうち、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)の卵

六 関税率表第〇三〇五・三二号及び第〇三〇五・五三三号に掲げる貨物のうち、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)の卵

七 (省 略)

八 関税率表第〇三〇五・五四号に掲げる貨物のうち、にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)、いわし(サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コラビス・サイラ)

九 関税率表第〇三〇五・六九号の二に掲げる貨物のうち、にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメル

ルシウス属のもの)の卵、第〇三〇三・八九号の一、第〇三〇三・九〇号の二、第〇三〇四・四四号の一、第〇三〇四・四九号の一、第〇三〇四・五三三号の一、第〇三〇四・五九号の一、第〇三〇四・七一号、第〇三〇四・七四号の一、第〇三〇四・七五号、第〇三〇四・七九号の一、第〇三〇四・八六号、第〇三〇四・八九号の一、第〇三〇四・九四号、第〇三〇四・九五号の一、第〇三〇四・九九号の一、第〇三〇五・一〇号、第〇三〇五・五一号、第〇三〇五・六一号から第〇三〇五・六三三号まで、第〇三〇七・二一号、第〇三〇七・二九号の一及び三、第〇三〇七・七一号の一並びに第〇三〇七・七九号の一の(一)及び三の(一)に掲げる貨物

五 関税率表第〇三〇二・九〇号の一及び第〇三〇五・二〇号の三に掲げる貨物のうち、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)の卵

六 関税率表第〇三〇五・三二号に掲げる貨物のうち、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)

七 同 上

ルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はサルディノプス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）

十 関税率表第〇三〇五・七二号の二の(二)のB及び(三)のB並びに第〇三〇五・七九号の二の(二)のB及び(三)のBに掲げる貨物のうち、にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）

十一 関税率表第〇三〇七・四二号、第〇三〇七・四三号及び第〇三〇七・四九号の二に掲げる貨物のうち、もんごういか以外のもの

十二 関税率表第〇三〇七・九一号、第〇三〇七・九二号及び第〇三〇七・九九号の二に掲げる貨物のうち、貝柱

- 十三 (省 略)
- 十四 (省 略)
- 十五 (省 略)
- 十六 (省 略)
- 十七 (省 略)
- 十八 (省 略)
- 十九 (省 略)
- 二十 (省 略)
- 二十一 (省 略)
- 二十二 (省 略)

八 関税率表第〇三〇五・五九号の二、第〇三〇五・六九号の二、第〇三〇五・七二号の二の(二)及び(三)の(二)並びに第〇三〇五・七九号の二の(二)及び(三)の(二)に掲げる貨物のうち、にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）

九 関税率表第〇三〇七・四一号並びに第〇三〇七・四九号の一及び(三)に掲げる貨物のうち、もんごういか（セピア・オフィキナリス）以外のもの

十 関税率表第〇三〇七・九一号並びに第〇三〇七・九九号の一及び(三)に掲げる貨物のうち、いか（もんごういかを除く。）及び貝柱

- 十一 同上
- 十二 同上
- 十三 同上
- 十四 同上
- 十五 同上
- 十六 同上
- 十七 同上
- 十八 同上
- 十九 同上
- 二十 同上

三十五	三十四	三十三	三十二	三十一	三十	二十九	二十八	二十七	二十六	二十五	二十四	二十三
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)

三十三	三十二	三十一	三十	二十九	二十八	二十七	二十六	二十五	二十四	二十三	二十二	二十一
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

改 正 案	現 行
<p>（通関業の許可を承継することの承認の手続）</p> <p>第二条の二 法第十一条の二第二項の規定による承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該承認を受けようとする承継に係る通関業の許可をした税関長に提出しなければならない。</p> <p>一 被相続人である通関業者の氏名及び住所</p> <p>二 相続があつた年月日</p> <p>三 その他参考となるべき事項</p> <p>2 法第十一条の二第四項の規定による承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該承認を受けようとする承継に係る通関業の許可をした税関長に提出しなければならない。</p> <p>一 合併若しくは分割をしようとする通関業者又は当該通関業を譲り渡そうとする通関業者の名称又は氏名及び住所</p> <p>二 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により前号の通関業者の通関業を承継する法人又は当該通関業を譲り受ける者の名称又は氏名及び住所</p> <p>三 合併若しくは分割又は第一号の通関業者の通関業の譲渡しが予定されている年月日</p> <p>四 その他参考となるべき事項</p> <p>3 前二項に規定する申請書には、当該申請書を提出する者（以下この項において「申請者」という。）の資産の状況を示す書面その他財務省令で定める書面を添付しなければならない。ただし、税関長は、申請者の資力その他の事情を勘案してその添付の必要がないと</p>	

認めるときは、その必要がないと認める書面の添付を省略させることができる。

○ 関税定率法第五条の規定による便益関税の適用に関する政令（昭和三十年政令第二百三十七号）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第一条、第二条関係）		別表（第一条、第二条関係）	
地域	国名	地域	国名
アフリカ (省略)	アルジェリア エチオピア サントメ・プリンシペ スーダン ソマリア リビア リベリア	同上	同上 同上 同上 同上 セーシェル 同上 同上 同上

一九〇一・ 二〇 一九〇一・ 九〇 二一〇一・ 一二 二一〇一・ 二〇 二一〇六・ 一〇 二一〇六・ 九〇	品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。）、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。）並びに調製食料品（関税率表第二一・〇六項以外の項に該当するもの及び調製食用脂（関税率表第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の三〇%を超え七〇%以下のものに限る。）を除くものとし、ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。）	平成二八年 四月一日か ら平成二九 年三月三一 日まで	該物品の全重量に乘じて得た数量とする。）
一九〇一・ 二〇 一九〇一・ 九〇 二一〇一・ 一二 二一〇一・ 二〇 二一〇六・ 一〇 二一〇六・ 九〇	品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。）、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。）並びに調製食料品（関税率表第二一・〇六項以外の項に該当するもの及び調製食用脂（関税率表第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の三〇%を超え七〇%以下のものに限る。）を除くものとし、ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。）	平成二七年 四月一日か ら平成二八 年三月三一 日まで	該物品の全重量に乘じて得た数量とする。）
〇四〇二・ 一〇 〇四〇二・ 二一 〇四〇二・	粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）	平成二八年 四月一日か ら平成二九 年三月三一 日まで	七四、九七 三トン
〇四〇二・ 一〇 〇四〇二・ 二一 〇四〇二・	粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）	平成二七年 四月一日か ら平成二八 年三月三一 日まで	七四、九七 三トン

二九	のうち学校等給食用のもの以外のもの	〇四〇二・ 一〇 〇四〇二・ 二一	粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）のうち学校等給食用のもの	平成二八年 四月一日か ら平成二九 年三月三一 日まで	七、二六四 トン
〇四〇二・ 九一	ミルク及びクリーム（濃縮又は乾燥をしたものに限るものとし、粉状、粒状その他の固形状のもの以外のもので、砂糖その他の甘味料を加えてないものに限る。）	無機質を濃縮したホエイ	平成二八年 四月一日か ら平成二九 年三月三一 日まで	一、五〇〇 トン	
〇四〇四・ 一〇	ホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもので、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第一条に規定する配合飼料の製造に使用するも	平成二八年 四月一日か ら平成二九 年三月三一 日まで	四、五〇〇 トン		
二九	のうち学校等給食用のもの以外のもの	〇四〇二・ 一〇 〇四〇二・ 二一	粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）のうち学校等給食用のもの	平成二七年 四月一日か ら平成二八 年三月三一 日まで	七、二六四 トン
〇四〇二・ 九一	ミルク及びクリーム（濃縮又は乾燥をしたものに限るものとし、粉状、粒状その他の固形状のもの以外のもので、砂糖その他の甘味料を加えてないものに限る。）	無機質を濃縮したホエイ	平成二七年 四月一日か ら平成二八 年三月三一 日まで	一、五〇〇 トン	
〇四〇四・ 一〇	ホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもので、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第一条に規定する配合飼料の製造に使用するも	平成二七年 四月一日か ら平成二八 年三月三一 日まで	四、五〇〇 トン		

〇四〇四・ 一〇 〇四〇四・ 九〇	の ホエイ及びミルクの天然 の組成分から成る物品の うち乳幼児用の調製粉乳 の製造に使用するもの	平成二八年 四月一日か ら平成二九 年三月三一 日まで	二五、〇〇 〇トン
〇四〇五・ 一〇 〇四〇五・ 九〇	ミルクから得たバターそ 他の油脂	平成二八年 四月一日か ら平成二九 年三月三一 日まで	五八一トン
〇四〇六・ 一〇 〇四〇六・ 四〇 〇四〇六・ 九〇	チーズ及びカードのうち プロセスチーズの原料と して使用するもの	平成二八年 四月一日か ら平成二九 年三月三一 日まで	六二、六〇 〇トン
〇七一三・ 一〇 〇七一三・ 三二 〇七一三・ 三三 〇七一三・ 三四 〇七一三・ 三五 〇七一三・	乾燥した豆（さやを除い たものに限るものとし、 皮を除いてあるかないか 又は割つてあるかないか を問わない。）のうち、 ひよこ豆、緑豆及びひら 豆以外のもの	平成二八年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	五〇、〇〇 〇トン
〇四〇四・ 一〇 〇四〇四・ 九〇	の ホエイ及びミルクの天然 の組成分から成る物品の うち乳幼児用の調製粉乳 の製造に使用するもの	平成二七年 四月一日か ら平成二八 年三月三一 日まで	二五、〇〇 〇トン
〇四〇五・ 一〇 〇四〇五・ 九〇	ミルクから得たバターそ 他の油脂	平成二七年 四月一日か ら平成二八 年三月三一 日まで	五八一トン
〇四〇六・ 一〇 〇四〇六・ 四〇 〇四〇六・ 九〇	チーズ及びカードのうち プロセスチーズの原料と して使用するもの	平成二七年 四月一日か ら平成二八 年三月三一 日まで	六三、〇〇 〇トン
〇七一三・ 一〇 〇七一三・ 三二 〇七一三・ 三三 〇七一三・ 三四 〇七一三・ 三五 〇七一三・	乾燥した豆（さやを除い たものに限るものとし、 皮を除いてあるかないか 又は割つてあるかないか を問わない。）のうち、 ひよこ豆、緑豆及びひら 豆以外のもの	平成二七年 一〇月一日 から平成二 八年三月三 一日まで	七〇、〇〇 〇トン

一〇 一一〇七・ 二〇	かを問わない。）	四月一日か ら同年九月 三〇日まで	〇〇トン
一一〇八・ 一二 一一〇八・ 一三 一一〇八・ 一四 一一〇八・ 一九 一一〇八・ 二〇 一九〇一・ 二〇 一九〇一・ 九〇	でん粉（小麦でん粉を除く。）及びイヌリン並びに穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）のうちでん粉が最大の重量を占めるもの（小麦でん粉を含有するものを除く。）	平成二八年 四月一日か ら平成二九 年三月三一 日まで	一六七、〇 〇トン
一一〇二・ 三〇 一一〇二・ 四一 一二〇二・	落花生（煎つてないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてある	平成二八年 四月一日か ら平成二九 年三月三一 日まで	七五、〇〇 〇トン（む きみ換算数 量とし、殻 付きのもの
一〇 一一〇七・ 二〇	かを問わない。）	一〇月一日 から平成二 八年三月三 日まで	〇〇トン
一一〇八・ 一二 一一〇八・ 一三 一一〇八・ 一四 一一〇八・ 一九 一一〇八・ 二〇 一九〇一・ 二〇 一九〇一・ 九〇	でん粉（小麦でん粉を除く。）及びイヌリン並びに穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）のうちでん粉が最大の重量を占めるもの（小麦でん粉を含有するものを除く。）	平成二七年 四月一日か ら平成二八 年三月三一 日まで	八三、五〇 〇トン
一一〇二・ 三〇 一一〇二・ 四一 一二〇二・	落花生（煎つてないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてある	平成二七年 四月一日か ら平成二八 年三月三一 日まで	七五、〇〇 〇トン（む きみ換算数 量とし、殻 付きのもの

四二	かないかを問わない。)	<p>一二二・ 九九</p> <p>こんにやく芋（アモルフ オフアルス）（切り、乾 燥し又は粉状にしたもの であるかないかを問わな い。）</p>	<p>平成二八年 四月一日か ら平成二九 年三月三一 日まで</p>	<p>一八〇六・ 二〇</p>	<p>ココアを含有する調製食 料品（塊状、板状又は棒 状のもので、その重量が 二キログラムを超えるも の及び液状、ペースト状 、粉状、粒状その他これ らに類する形状のもので 、正味重量が二キログラ ムを超える容器入り又は</p>	<p>平成二八年 四月一日か ら平成二九 年三月三一 日まで</p>	<p>二六七トン （荒粉換算 数量とし、 生芋一トン は、荒粉〇 ・一五八ト ンに、精粉 一トンは、 荒粉一・七 六一トンに それぞれ換 算するもの とする。）</p>
四二	かないかを問わない。)	<p>一二二・ 九九</p> <p>こんにやく芋（アモルフ オフアルス）（切り、乾 燥し又は粉状にしたもの であるかないかを問わな い。）</p>	<p>平成二七年 四月一日か ら平成二八 年三月三一 日まで</p>	<p>一八〇六・ 二〇</p>	<p>ココアを含有する調製食 料品（塊状、板状又は棒 状のもので、その重量が 二キログラムを超えるも の及び液状、ペースト状 、粉状、粒状その他これ らに類する形状のもので 、正味重量が二キログラ ムを超える容器入り又は</p>	<p>平成二七年 四月一日か ら平成二八 年三月三一 日まで</p>	<p>二六七トン （荒粉換算 数量とし、 生芋一トン は、荒粉〇 ・一五八ト ンに、精粉 一トンは、 荒粉一・七 六一トンに それぞれ換 算するもの とする。）</p>

四一〇一・ 二〇 四一〇一・ 五〇 四一〇一・ 九〇 四一〇四・ 一一 四一〇四・ 一九 四一〇四・ 四一 四一〇四・ 四九 四一〇七・ 一一 四一〇七・ 一一 四一〇七・ 四一〇七・ 四一〇七・ 九一 四一〇七・ 九二 四一〇七・ 九九	牛（水牛を含む。以下この項において同じ。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）のうち、クロムなめしのもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの以外のもの、牛又は馬類の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるか	年三月三一 日まで 平成二八年 四月一日か ら平成二九 年三月三一 日まで	二一四、〇 〇〇平方メ ートル
四一〇一・ 二〇 四一〇一・ 五〇 四一〇一・ 九〇 四一〇四・ 一一 四一〇四・ 一九 四一〇四・ 四一 四一〇四・ 四九 四一〇七・ 一一 四一〇七・ 一一 四一〇七・ 四一〇七・ 四一〇七・ 九一 四一〇七・ 九二 四一〇七・ 九九	牛（水牛を含む。以下この項において同じ。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）のうち、クロムなめしのもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のものうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの以外のもの、牛又は馬類の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるか	年三月三一 日まで 平成二七年 四月一日か ら平成二八 年三月三一 日まで	二一四、〇 〇〇平方メ ートル

<p>四一〇五・ 三〇 四一〇六・ 二二</p>	<p>羊及びやぎのなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしてお</p>	<p>平成二八年 四月一日か ら平成二九 年三月三一 日まで</p>	<p>一、〇七〇 、〇〇〇平 方メートル</p>	<p>ないかを問わない。以下この項において同じ。）のうち、染色したものの（クロムなめし）及び牛又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの（パーチメント仕上げをしたものを除く。）で、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第四一・一四項の革を除く。以下この項において同じ。）のうち、染色し又は模様付けしたものの以外のも</p>
<p>四一〇五・ 三〇 四一〇六・ 二二</p>	<p>羊及びやぎのなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしてお</p>	<p>平成二七年 四月一日か ら平成二八 年三月三一 日まで</p>	<p>一、〇七〇 、〇〇〇平 方メートル</p>	<p>ないかを問わない。以下この項において同じ。）のうち、染色したものの（クロムなめし）及び牛又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの（パーチメント仕上げをしたものを除く。）で、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第四一・一四項の革を除く。以下この項において同じ。）のうち、染色し又は模様付けしたものの以外のも</p>

六四〇三・ 二〇	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製	平成二八年 四月一日か ら平成二九	一二、〇一 九、〇〇〇	六四〇三・ 二〇	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製	平成二八年 四月一日か ら平成二九	一二、〇一 九、〇〇〇
五〇〇一・ 〇〇 五〇〇二・ 〇〇	繭（繰糸に適するものに限る。）及び生糸（よつてないものに限るものと、野蚕のものを除く。）	平成二八年 四月一日か ら平成二九 年三月三一 日まで	七九八トン （生糸換算 数量とし、 繭一トンは 、生糸〇・ 四トンに換 算するもの とする。）	四一二・ 〇〇 四一三・ 一〇	らず、毛が付いていないものに 限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）のうち、 、染色したものと並びに 羊革及びやぎ革（なめした又は クラストにした後これらを超える加工をしたもの（パーチメント仕上げをしたものを除く。） ）で、毛が付いていないものに 限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、 関税率表第四一・一四項の革を除く。）のうち、 、染色し又は模様付けしたもの	日まで	
五〇〇一・ 〇〇 五〇〇二・ 〇〇	繭（繰糸に適するものに限る。）及び生糸（よつてないものに限るものと、野蚕のものを除く。）	平成二七年 四月一日か ら平成二八 年三月三一 日まで	七九八トン （生糸換算 数量とし、 繭一トンは 、生糸〇・ 四トンに換 算するもの とする。）	四一二・ 〇〇 四一三・ 一〇	らず、毛が付いていないものに 限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）のうち、 、染色したものと並びに 羊革及びやぎ革（なめした又は クラストにした後これらを超える加工をしたもの（パーチメント仕上げをしたものを除く。） ）で、毛が付いていないものに 限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、 関税率表第四一・一四項の革を除く。）のうち、 、染色し又は模様付けしたもの	日まで	

九〇	<p>のものに限る。)のうち 甲が革製のもの及び甲に 毛皮を使用したもの並び にこれら以外のもので本 底が革製のもの(スポー ツ用のもの、体操用、競 技用その他これらに類す る用途に供するもの及び スリッパを除くものとし 、甲が革製のもの以外の ものにあつては、甲の一 部に革を使用したものに 限る。)</p>	<p>年三月三一 日まで</p>
九〇	<p>のものに限る。)のうち 甲が革製のもの及び甲に 毛皮を使用したもの並び にこれら以外のもので本 底が革製のもの(スポー ツ用のもの、体操用、競 技用その他これらに類す る用途に供するもの及び スリッパを除くものとし 、甲が革製のもの以外の ものにあつては、甲の一 部に革を使用したものに 限る。)</p>	<p>年三月三一 日まで</p>

○ 関税割当制度に関する政令（第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

別表（第一条、第二条関係）

暫定法別表 第一の番号	品 名	期 間	数 量
（省 略）	（省 略）	（省 略）	（省 略）
一一〇八・	でん粉（小麦でん粉を除く。）及びイヌリン並び	平成二八年	一六七、〇
一二	に穀粉、ミール又はでん	四月一日か	〇〇トン
一一〇八・	粉の調製食料品（米、小	ら平成二九	
一三	粉、ライ小麦、大麦若し	年三月三一	
一一〇八・	麦、ライ小麦、大麦若し	日まで	
一四	くは裸麦の粉、ひき割り		
一一〇八・	したものの、ミール若しく		
一九	はペレット又はでん粉の		
一一〇八・	一以上を含有するもので		
二〇	、これらの物品の含有量		
一九〇一・	の合計が全重量の八五%		
二〇	を超えるものに限るもの		
一九〇一・	とし、ケーキミックス及		
九〇	び乳幼児用又は食餌療法		
	用のものを除く。）のう		
	ちでん粉が最大の重量を		
	占めるもの（小麦でん粉		
	を含有するものを除く。）		

現 行

別表（第一条、第二条関係）

暫定法別表 第一の番号	品 名	期 間	数 量
同上	同上	同上	同上
一一〇八・	でん粉（小麦でん粉を除く。）及びイヌリン並び	平成二八年	一六七、〇
一二	に穀粉、ミール又はでん	四月一日か	〇〇トン
一一〇八・	粉の調製食料品（米、小	ら平成二九	
一三	粉、ライ小麦、大麦若し	年三月三一	
一一〇八・	麦、ライ小麦、大麦若し	日まで	
一四	くは裸麦の粉、ひき割り		
一一〇八・	したものの、ミール若しく		
一九	はペレット又はでん粉の		
一一〇八・	一以上を含有するもので		
二〇	、これらの物品の含有量		
一九〇一・	の合計が全重量の八五%		
二〇	を超えるものに限るもの		
一九〇一・	とし、ケーキミックス及		
九〇	び乳幼児用又は食餌療法		
	用のものを除く。）のう		
	ちでん粉が最大の重量を		
	占めるもの（小麦でん粉		
	を含有するものを除く。）		

(省略)

(省略)

(省略)

(省略)

同上

同上

同上

同上

○ 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令（昭和四十年政令第三百三十八号）（第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（政令で定める用途）
 第八条 法第十四条第二項の政令で定める用途は、次の表の上欄に掲げる指定乳製品等について、それぞれ同表の下欄に掲げる用途とする。

（政令で定める用途）
 第八条 同 上

(省 略)		(省 略)	(省 略)	小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、 中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育 学校の前期課程を含む。）、夜間において授業 を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後 期課程を含む。）、特別支援学校若しくは幼稚 園の児童、生徒若しくは幼児、関税暫定措置法 施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第四十 五条第一項に規定する児童福祉施設の児童又は 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号） 第六条の三第九項、第十項若しくは第十二項に 規定する事業による保育を受ける児童の給食用 関税暫定措置法施行令第四十五条第二項に規定 する配合飼料の製造	(省 略)
同 上	脱脂粉乳	同 上	同 上	小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含 む。）、夜間において授業を行う課程を置く高 等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、 特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若し くは幼児、関税暫定措置法施行令（昭和三十五 年政令第六十九号）第四十五条第一項に規定す る児童福祉施設の児童又は児童福祉法（昭和二 十二年法律第六十四号）第六条の三第九項、 第十項若しくは第十二項に規定する事業による 保育を受ける児童の給食用	同 上

○ 財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）（第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（関税等不服審査会） 第六十五条（省 略）</p> <p>2 関税等不服審査会は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第九十一条（とん税法（昭和三十二年法律第三十七号））第十一条（特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号））第六条において準用する場合を含む。）及び通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）第四十条の二において準用する場合を含む。）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>3（省 略）</p>	<p>（関税等不服審査会） 第六十五条 同 上</p> <p>2 関税等不服審査会は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第九十一条（とん税法（昭和三十二年法律第三十七号））第十一条（特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号））第六条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>3 同 上</p>

○ 関税等不服審査会令（平成十二年政令第二百七十七号）（第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>（分科会） 第五条（省 略） 2 分科会は、審査会の所掌事務のうち、次に掲げる処分についての審査請求に関する事項を処理することをつかさどる。</p> <p>一 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）若しくは他の関税に関する法律又は通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）の規定による財務大臣又は税関長の処分（関税法第六十九条の二第三項（輸出してはならない貨物）又は第六十九条の十一第三項（輸入してはならない貨物）の規定による通知を除く。） 二 とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）又は特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）の規定によるとん税又は特別とん税の確定又は徴収に関する処分</p> <p>3 7 （省 略）</p>
<p>現行</p>	<p>（分科会） 第五条 同 上 2 分科会は、審査会の所掌事務のうち、<u>関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第九十一条第一号（とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）第十一条（特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）第六条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第三号に掲げる処分についての審査請求に関する事項を</u>処理することをつかさどる。</p> <p>3 7 同 上</p>